

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域・研究開発
プログラム
同プログラム研究開発プロジェクト事後評価

評価報告書

平成25年1月8日
独立行政法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター
「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

目次

1. 評価の概要	2
1-1. 評価対象	2
1-2. 評価の目的	3
1-3. 評価委員	3
1-4. 研究開発領域・研究開発プログラムの概要	4
1-5. 評価方法	8
2. 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」	
平成19～20年度採択研究開発プロジェクト事後評価	9
2-1. 研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発」	
研究代表者：藤田 大輔（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 教授／センター長）	9
2-2. 研究開発プロジェクト「子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発」	
研究代表者：下田 太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表）	14
2-3. 研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」	
研究代表者：仲 真紀子（北海道大学文学研究科 教授）	18
2-4. 研究開発プロジェクト「虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術」	
研究代表者：山中 龍宏（独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム長／緑園こどもクリニック 院長）	22
2-5. 研究開発プロジェクト「計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築」	
研究代表者：山本 俊哉（明治大学理工学部 教授）	26
2-6. 研究開発プロジェクト「犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発」	
研究代表者：小泉 令三（福岡教育大学大学院教育学研究科 教授）	30
2-7. 研究開発プロジェクト「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築」	
研究代表者：辻井 正次（浜松医科大学子どものこころの発達研究センター 客員教授／中京大学現代社会学部 教授）	34
2-8. 研究開発プロジェクト「演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築」	
研究代表者：平田 オリザ（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授）	38
【参考資料】	
参考1：検討経緯	42
参考2：戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達	43

1. 評価の概要

社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」評価委員会は、科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達」に基づき、「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域・研究開発プログラムの個別研究開発プロジェクトの事後評価を実施した。

1-1. 評価対象

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（領域総括：片山 恒雄／東京電機大学 教授）に関する、同領域研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の平成19～21年度採択（平成24年度終了）の8研究開発プロジェクト（別表）を評価の対象とした。

（別表）

採択年度	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職
19年度	犯罪からの子どもの安全を目指したe-learningシステムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 教授／センター長
20年度	子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発	下田 太一 ※4	特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表
	犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学文学研究科 教授
	虐待など意図的傷害予防のための情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チーム長／緑園こどもクリニック 院長
	計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築	山本 俊哉	明治大学理工学部 教授
21年度	犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学大学院教育学研究科 教授
	被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どもこころの発達研究センター 客員教授／中京大学現代社会学部 教授
	演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授

1－2.評価の目的

研究開発プロジェクトの事後評価は、研究開発プロジェクト毎に、研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

1－3.評価委員

本評価は社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」評価委員会が実施した。「犯罪からの子どもの安全」評価委員会の構成員は以下の通りである。

「犯罪からの子どもの安全」評価委員会委員

役職	氏名	現職
委員長	向殿 政男	明治大学 教授
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科 教授
委員	石橋 昭良	文教大学人間科学部臨床心理学科 准教授
委員	岩切 玲子	学校安全教育研究所 副代表
委員	大淵 憲一	東北大学大学院文学研究科長／教授
委員	杉浦 透	広島市市民局生涯学習課振興係 主幹 (元安芸区役所区政振興課 安全担当)
委員	田代 光輝	ニフティ株式会社経営戦略室／多摩大学情報 社会学研究所 客員研究員
委員	藤岡 一郎	京都産業大学 学長

1-4.研究開発領域・研究開発プログラムの概要

1-4-1.研究開発領域の目標

- (1) 犯罪からの子どもの安全に取り組む人々と研究者の両方を含む関与者の間で情報共有し協働するための開かれたネットワークを構築する。
- (2) 本領域の活動が、我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する。
- (3) 子どもが犯罪被害に巻き込まれるリスクの低減を目指して、科学的知見及び手法を活用し、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策について、政策提言、実証等の具体的成果を創出する。

以上の目標に向けて研究開発を推進するに当たっては、子どもを犯罪から守る取組を強化することが、他の重要な価値を損なうことにならないよう留意する必要がある。本領域においては、信頼できる人間関係の下、子どもを健全に育成し、安心して生活が営める地域社会作りに資する成果の創出を目指して研究開発を推進する。また、子どもを犯罪から守る取組は多様な人々の協働によって担われるものであり、本領域における研究開発も、取り組む課題と関係する人々の協働により実施する。

さらに、本領域において、子どもとは未成年（20歳未満）とするが、問題や取組によって対象となる年齢層が異なることを踏まえ、研究開発を推進する。

1-4-2.研究開発領域の構成

本領域は、以下の項目により構成される。

- ◇ 開かれた関与者のネットワークの構築
- ◇ 研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」の実施

前者は、目標（1）の達成に向けて社会技術研究開発センターの活動として実施するものである。

後者は、目標（2）と（3）の達成に向けて、公募により広く実施者を募り、研究開発プロジェクトを実施するものである。

1-4-3.開かれた関与者のネットワークの構築

子どもを犯罪から守る取組を強化するためには、問題解決に取り組む人々と研究者の協働が必要である。協働がなされる環境を醸成するには、様々な人々が情報交換し、問題意識を共有することが可能な人的ネットワークの構築が重要である。

そこで、本領域では目標（1）を設定し、犯罪からの子どもの安全の問題解決に取り組む人々や問題解決に資する知見を有する研究者の探索、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催などを、領域運営の一環としてセンターが実施する。

ネットワーク構築と研究開発プログラムを同時に実施することにより、具体的な問題解決に取り組むための優れた研究開発提案が創出されるとともに、研究開発の成果が本プログラムの関係者以外にも広く普及し活用されることが期待される。また、本領域の活動を

通して構築されたネットワークにより、領域が終了した後も新たな協働が生み出されることが期待される。

1-4-4.研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

目標（２）と（３）を達成するために、公募による研究開発を推進する。推進に当たっての問題意識と想定される主要な研究開発プロジェクトを例示すれば以下の通りである。これは、異なる内容の提案を排除するものではない。

（１）防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出

近年、欧米を中心に犯罪予防を科学的かつ合理的に推進するための理論や技術といった知的基盤が整備されつつある。それとともに、防犯対策を評価・分析してその結果を公開し、政策決定上の優先順位付けにも反映させるなど、科学的な効果検証の要請が高まっている。我が国においても、近年は子どもの犯罪被害への不安が高く、学校や地域住民等による防犯活動が活発に行なわれているが、それらの取組が効果的かつ継続的なものとなるためには、取組の立案における科学的知見の活用や取組の効果検証及びフィードバックが課題である。

例えば、子どもの犯罪被害の量的・質的な実態の把握や、違法・有害情報等が子どもに与える影響など、防犯対策に資する知見を科学的根拠に基づいて収集しその活用方法を提言すること、これまで学校や地域等で実践されてきた防犯教育や防犯活動について、子どもの発達段階ごとの能力や地域のボランティア等が担う負担を考慮に入れて評価・分析を行い、対策の効果を測定する手法を確立することなどが重要である。

その際、海外の事例が参考となる場合もあると考えられるが、欧米等で有効性が示された知見の収集・分析に留まらず、我が国独自の文化や法制度、社会システムを考慮した上で、我が国においてどのような対策が有効かを検証する視点が求められる。

（２）科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出

各所で活発に行なわれている地域社会で子どもを守る取組が、効果的かつ持続的なものとなるためには、科学的手法及び知見の活用が課題である。また、これまでの取組を通して、子どもを犯罪から守るための取組を防犯対策として独立して扱うことには限界があり、子どもの育成や地域社会のあり方と密接に関連する問題として取り組むことが必要であるとの認識が共有されつつある。取り上げる問題や対策、地域の実情によって、家庭、学校、地域住民、自治体、NPO、企業などの関与する主体やその連携、防犯技術の活用のあり方等は多様であるが、子どもの犯罪リスクの低減を目標の一つとした地域社会システム全体の設計と実践及び評価が求められている。

例えば、子どもの健全な育成を損なわないよう留意しながら、地域を構成する多様な主体がどのように役割分担や情報共有を行い、効果的に防犯対策を実施していくのか、その設計手法について科学的根拠に基づき提言すること、特定の地域において対策を実施し、その効果を科学的に評価することなどが重要である。また、見守りシステムや違法・有害情報等のフィルタリング技術をはじめとする防犯技術を、地域としてどのように受容し活

用していくのかといった問題に関して、すでに防犯対策に使用され、または近い将来に使用されることが見込まれる技術については、それらを用いて防犯対策を実践し評価すること、将来の防犯対策に使用される可能性がある技術については、有効な技術開発のあり方と社会の受容について指針を示していくことが重要である。

このようなプロジェクトを実施することにより、プロジェクト終了後も、地域において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、地域の実情の変化に合わせて対策を更新していくサイクルが定着することを期待する。

なお、平成19年度から平成21年度までに採択した課題は、以下の通りである。企画調査は、研究開発プロジェクトへの提案を具体化するために半年間行う調査である。

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どもの見守りによる安全な地域社会の構築ハート・ルネサンス	池崎 守	特定非営利活動法人さかい hill-front forum 理事長	3.5年間 ※1
	系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト	坂元 昂	社団法人日本教育工学振興会 会長	4年間 ※1※2※3
	子どもの被害の測定と防犯活動の実証的基盤の確立	原田 豊	科学警察研究所犯罪行動科学部 部長	4年間 ※1
	犯罪からの子どもの安全を目指した e-learning システムの開発	藤田 大輔	大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 教授/センター長	5年間 ※3

※1 平成23年度において事後評価を実施 ※2 研究開発期間を変更

※3 平成21年度において中間評価を実施

＜平成19年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子ども中心の体験型安全教育プログラムの開発	清永 賢二	日本女子大学人間社会学部 教授	6ヶ月間
	子どものネット遊び場危険回避、予防システム開発の提案	下田 博次	群馬大学社会情報学部 教授	6ヶ月間
	IT を用いた子どもの安全確保の研究開発	松本 勉	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授	6ヶ月間
	インテンショナル・インジュリー予防のための情報技術	山中 龍宏	産業技術総合研究所デジタルヒューマン研究センター内 CIPEC 代表	6ヶ月間
	地域の防犯まちづくり活動計画策定推進支援ツールの開発	山本 俊哉	明治大学理工学部 准教授	6ヶ月間
	幼稚園・保育所等における幼児の安全管理手法確立のための研究開発	渡邊 正樹	東京学芸大学教育学部 教授	6ヶ月間

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	子どものネット遊び場の危険回避、 予防システムの開発	下田 太一 ※4	特定非営利活動法人青少年 メディア研究協会 理事長 ／合同会社ロジカルキット 代表	4年間
	犯罪から子どもを守る司法面接法 の開発と訓練	仲 真紀子	北海道大学文学研究科 教授	4年間
	虐待など意図的傷害予防のための 情報収集技術及び活用技術	山中 龍宏	独立行政法人産業技術総合 研究所 デジタルヒューマ ン工学研究センター 傷害 予防工学研究チーム長／緑 園こどもクリニック 院長	4年間
	計画的な防犯まちづくりの支援シ ステムの構築	山本 俊哉	明治大学理工学部 教授	4年間

※4 平成20年10月～平成23年3月まで、下田博次（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長）が研究代表者
平成23年4月より、下田太一（特定非営利活動法人青少年メディア研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表）が研究代表者へ就任

＜平成20年度採択研究開発プロジェクト企画調査＞ *所属・役職は終了時点のものを記載。

カテゴリー(*)	企画調査プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
II	こころに着目して被害と加害をと もに防ぐ	辻井 正次	浜松医科大学子どもの こころの発達研究セン ター 客員教授	6ヶ月間
	子どもの感情理解・統御能力の測定 と訓練	箱田 裕司	九州大学人間・環境学 研究院 教授	6ヶ月間

＜平成21年度採択研究開発プロジェクト＞

カテゴリー(*)	研究開発プロジェクト名	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
I	子どもを犯罪から守るための多機 関連携モデルの提唱	石川 正興	早稲田大学社会安全政策 研究所 所長／早稲田大 学法学学術院 教授	2.5年間 ※5
II	犯罪の被害・加害防止のための対人 関係能力育成プログラム開発	小泉 令三	福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授	3年間
	被害と加害を防ぐ家庭と少年のサ ポート・システムの構築	辻井 正次	浜松医科大学子どもの こころの発達研究セン ター 客員教授／中京大学 現代社会学部 教授	3年間
	子どもの犯罪に関わる電子掲示板 記事の収集・監視手法の検討	中村 健二	立命館大学情報理工 学部 助手	1.5年間 ※1
	演劇ワークショップをコアとした 地域防犯ネットワークの構築	平田 オリザ	大阪大学コミュニケー ションデザイン・セン ター 教授	3年間

※5 平成24年度において事後評価を実施

※1 平成23年度において事後評価を実施

<平成21年度採択実行可能性調査>

カテゴリー(*)	実行可能性調査 ※6	研究代表者	所属・役職	研究開発期間
Ⅱ	保健室ネットワークによる子どもの危険への対処	宮尾 克	名古屋大学大学院情報科学研究科 教授	6ヶ月間

※6 実行可能性調査：研究開発プロジェクトとしての実行可能性を半年間で調査し、その結果に基づき、改めてプロジェクトとしての採択・不採択について評価を行うことを条件としたもの

(*) カテゴリーⅠ：社会の問題を解決するための選択肢を提示しようとするもの（政策提言、研究開発のあり方に関する提言など）。

カテゴリーⅡ：社会の問題の解決に資する具体的な技術や手法等についてその実証まで行おうとするもの。

1-5.評価方法

評価委員会は、評価の基本的な方法として、「ピアレビュー」と「アカウンタビリティーの評価」の両面から評価を実施することとしている。今回の事後評価では、評価委員会は、平成19～21年度に採択され平成24年度に終了した研究開発プロジェクトについて、「ピアレビュー」、すなわち当該領域・プログラムに係る専門家としての専門的観点からの評価と「アカウンタビリティー」、すなわち得られた研究開発の成果が投入された資源（資金、人）に対して十分見合ったものであるかという視点での妥当性、社会的意義・効果に関する評価を実施した。

評価にあたっては、本評価のために研究代表者が作成した「研究開発実施成果報告書（非公開）」、「研究開発実施終了報告書（公開）」、研究代表者・研究実施者によるプレゼンテーション及び意見交換を基に行った。

2.研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」

平成19～21年度採択研究開発プロジェクト事後評価

【平成19年度採択研究開発プロジェクト】

2-1.研究開発プロジェクト「犯罪からの子どもの安全を目指したe-learning システムの開発」

研究代表者：藤田 大輔（大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター 教授／センター長）

2-1-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

安全に関する子どもの認知と感情の関係を明確にして、それに基づく安全教育教材コンテンツをe-learningシステムとして構築し、教材で子どもたちに正解を求めるのではなく、議論をさせて問題点を意識させ、更に地域差を反映できるような構造としていること、また、このシステムを用いたe-learningを、大阪教育大学附属池田小学校¹や、全国各地の一般校で実施し、その効果を測定しようとした試みは評価できる。このように安全教育教材の開発を体系的に行ったことや効果検証の手続きを取ったことは、短期間での教育効果の検証は難しく、その使用効果に関する結果が必ずしも肯定的ではなかったとしても、これを基に今後より優れた教材開発が見込まれ、子どもへの安全教育の分野に大きく寄与したと考える。学校教育における防犯に関する指導は子ども達に対しての影響力が大きいため、本研究開発の成果が多く为学校に普及すれば、その効果は社会的な貢献にも十分に期待できる。

ネット環境の整わない地域に対しても、e-learningシステムだけではなく紙媒体での実施を可能としたことなど、状況に合わせて幅広く展開ができる本成果は評価すべきであり、紙媒体でもその教育効果を得られたことは、子どもの防犯力の向上という本質的な解決に添った研究内容であった。危険な状況と遭遇した場合、その判断までの時間は急を要するが、児童生徒の性格や経験などから個々によって判断までの時間が違うため、この時間の短縮について検証を行うことができれば、さらに素晴らしい内容となるのではないかと。

¹ 2001年（平成13年）6月8日に、凶器を持った男（当時37歳）が侵入し、次々と同校の児童を襲撃した小学校無差別殺傷事件が起こった。その後、安全教育に注力し、平成21年度からは「安全科」を設置している。大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターはこのような学校危機の発生に対して、専門的に対応できる組織的・包括的な活動を支援する研究・教育機関として、学校危機支援に関する研究を実施し、かつこの分野の研究に従事する者の利用に供するために設立された。また、同センターはISS認証の日本における普及・発展も行っている。

本研究開発は、社会への実装の基盤が整った段階であるので、今後の ISS 認証²取得への展開や「安全教育研究会（仮称）」の持続的展開による研究開発成果の社会への実装を期待する。

2-1-2.各項目評価

2-1-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し十分適切・妥当であると評価する。

本研究開発プロジェクトの目標は、「小学校児童に主体的な防犯意識を芽生えさせるための効果的な安全教育の e-learning 教材を開発する」と、「その使用効果についても検証した上で、期間内に内容の充実をはかり、最終的に Web 上で無償公開する」ことであった。学校教育における子どもに対する安全への指導方法などを確立するために、施設整備状況の格差や地域特性を反映した防犯意識の育成等、目標は明確であり十分に達成できていると評価する。e-learning 教材の開発に関しては、コスト削減と継続性を持たせるために外注化するなど現実に即した柔軟な対応をしており、目標達成のための機敏な対応ができています。また、研究者と教員との協働による科学的な研究デザインである実証実験授業を用いるなど、アプローチは十分適切であると判断する。

三つの研究開発領域の目標（関与者の開かれたネットワークの構築、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出、政策提言・実証等の具体的成果の創出）に関し、本評価委員会（分科会）による中間評価の結果を踏まえて、領域総括からの要請により第三者評価委員による授業参観を受け、その評価をもとに一般協力校における実証実験授業を進める等、領域としても適切な処置がなされている。ただし、領域目標の三点目「我が国において科学的根拠に基づく犯罪予防の重要性が認知され、定着する一つの契機となることを目指して、防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法を創出する」ことについては、工夫はなされているがまだ十分とはいえない。

2-1-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、貢献したと評価する。

従来は「道徳」や「特別活動」で指導を行っていた防犯に対する内容を、大阪教育大学附属池田小学校で「安全科」にて取り組み、その実績をベースとして広く一般公立学校 6 校に対して先進事例の提示を行ったことは評価できる。本プロジェクトの活動により、子どもの安全についての学習指導要領の改善への機運を促進し、また地域社会や保護者などとの連携強化の契機となっており、安全についての子どもの学習の機会も充実したといえる。複数の教科にまたがる「安全」という項目を、e-learning を通じて繋げるとともに、教師と子どもの保護者らを繋げていることは評価する。他方、子どもの安全と地域（の人々）が実際にどのように繋げられるのか、また、他校への広がりにはいかに繋げるかが課題であ

² International Safe school (ISS) = 「学校、教職員、保護者、子ども、地域が安全な学校をめざして継続的、組織的に努力している」ことを認める国際的な制度。

ろう。

資料収集を体系的に行い、優れた教材が作成されたと思われるが、安全行動の変化などからの効果検証の結果は明確ではなく、子どもの安全教育・防犯教育への貢献はまだ限定的である。小学生に対するアンケートという方法では信頼性が低かったのではないかとと思われるが、検証結果は一様に肯定的効果を示すものではない。今後、岡山県での実装が予定されているため、今後、更なる検証を期待したい。学校における安全学習に関する授業時間数が限られているという問題もあるが、本格的導入はこれからの課題と思われる。

プロジェクト主催のシンポジウムの開催や、国内外での講演、学会等で発表を頻繁に行っており、アウトリーチ活動は十分適切であったといえる。一方で、本格的に学校で実施するという意味のアウトリーチ活動は今後の課題だと思われる。

安全教育の試みは、教師に対しては有意義であり、このプロジェクトに留まることなく学校で今後も改善しながら継続的に行われるべきものである。教員アンケートの結果からもわかるように、教員たちにその意識を強めさせたことは有意義であったと評価できる。一方、保護者の意見は分かれているため、今後も改善すべき点はあると思われる。

安全学習システムの展開とそれを担保する持続的組織「安全教育研究会（仮称）」の設立によって、本プロジェクト成果の政策への反映や応用を含め、その持続可能性は高いと期待できる。教材は試行錯誤によって改善されるものであり、効果を検証・検討することは今後の発展に繋げるために必要なことである。継続的に効果検証を行うことと、教材のさらなる開発・改善を行うことにより、社会的に効果をもたらす可能性はある。各学校の理解や環境整備に関する費用負担等が今後の課題であろう。

2-1-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

子どもの防犯能力の測定指標作成の手法は、さらに今後他のプロジェクトや国内外の他の研究等と連携しながら洗練されると思われ、今後の子どもの主体的な防犯意識を涵養する際の基本となる点で、科学的知見及び手法の創出に十分に貢献するものと期待できる。

e-learning は手法の1つであり、総ての学校がその利点を享受できる環境にはないが、そのようなデジタルデバイド（情報格差）を克服するために、紙媒体でも指導可能なカリキュラムの作成ができたことは、どこでも同じ教育を均等に受ける機会を保証することとなり、評価できる。e-learning を活用することにより、個々の子どもの学習の進度を的確に把握することができ、データに基づいた判断やフィードバックを行うことができた。また、PTA や保護者と一体となって子どもの安全に関する啓発活動を行うなど、保護者や子どもたちが自らの身近な例として考えられるような仕組み作りの事例は、学校教育における1つのモデルとなり得る。

本プロジェクトで開発した安全学習教材が、他国から翻訳や使用許諾の要請を受けていることや、日本 International Safe School (ISS) 認証センターとの連携などを通じて、国際的水準を有するものに成りうると思う。課題はいかにそれが地域社会を含む実装となっているかである。実際に翻訳や使用許可の要請を受けている台湾や中国への実践的な貢献は期待できるが、今後、学会発表や学術雑誌における論文掲載など、国際的に多様に展

開することを期待したい。

2-1-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

本評価委員会による中間評価の結果を踏まえて、適宜組織体制を見直し、目標の設定もより明確になり、実施体制は社会状況等に対応している。5グループから成るプロジェクトチームを固定化せずに統合化・編成の変更を行うなど柔軟に運用しており、第3者評価委員会を設置することで、客観的な修正や社会情勢の変化に対応している。

大阪教育大学附属池田小学校での実践を元に一般公立学校で実践を積み、附属校という特質にとらわれることなく、無理の無いカリキュラムの作成を行っている。保護者も対象として、安全や防犯に関する活動と一緒に取り組む仕組みを構築するなど、学校とPTAが一体となって取り組めるようなシステムは、ともすれば現場の教師に対する負担増となるなかで負担感の少ない展開であったといえる。

また、研究開発成果を社会へ実装するにあたり「安全教育研究会（仮称）」を立ち上げようとしていることは評価できる。研究開発期間内に東日本大震災が発生し、防犯よりも防災に注目が集まり防犯に関する実証実験にも支障をきたすことがあったと思われるが、当初の計画に沿って着実に研究を進めた。教材の開発と実証実験については、システムを開発するだけに留まらず、プロジェクトチームのマネジメントのもとに適宜改修されており、管理運営は十分適切であったと評価する。

領域総括やアドバイザー等の適切な指導も本プロジェクトの成果へ資するものであり、平田プロジェクト、小泉プロジェクトなど、研究開発領域の他のプロジェクトとの連携協力もなされており、領域内の諸活動に貢献している。

2-1-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、十分適切であると評価する。

本研究開発の活動は安全教育のあり方に一定の影響を与えたものと判断され、投入された資源は適切と評価する。ハード機器の導入のみに陥る傾向の強いICTの開発に、ソフト面でのサポート体制を堅実に整えており、研究開発プロジェクト期間の前半に活動の停滞が見られたものの、適切な効果をあげたといえ、今後の研究開発成果の社会での活用・展開の可能性は十分であると期待する。また、検証実験を行った学校の教職員・児童・保護者に対して与えた影響は大きく、本研究開発プロジェクトに投入された資源は十分適切であったと評価する。

2-1-2-6. 特記事項

大阪教育大学附属池田小学校としての自由度を活かした本研究開発の成果は、安全に関する先進事例の研究として、広く日本の学校に対して貢献することが期待できる。特に、一般公立学校などで見られる設備の不均衡な状態や地域性の違いを解消する事に対しても配慮されている点は重要な貢献である。ネット環境の不十分な地域に対し、CDや紙媒体で

の情報提供や、児童の反応までの時間測定などの充実が加われば、なおよいと思われる。

現在の学習指導要領では、防犯などの安全に対する指導が明確に位置づけられておらず、道徳や特別活動、学級指導などの時間を使って行うことがほとんどであるが、その指導内容については明確に定められておらず、学校や学級に裁量を委ねられている。日本全国の学校で均一に子どもたちの防犯力の向上を確立するためには、防犯・防災に関する事項を指導するよう、指導要領の中に適切に位置づけることを望みたい。

「安全教育研究会（仮称）」の持続的展開と、「防犯能力の測定指標」や子どもの「自主的防犯意識」の涵養の更なる工夫・研究など、今後の成果の社会への実装にあたっては課題を残していることに留意する必要がある。e-learningに限らず、教育の”効果“は短期的に判断し難いため、本研究開発プロジェクトの成果の長期的な活用や、e-learningを用いた安全学習を活用していくために必要なセキュリティ保持やメンテナンスに係るシステム運用経費をいかに担保するかの検討が必要と思われる。e-learningの存在や成果が出ていることを広く知らせることも必要だと思われる。

【平成20年度採択研究開発プロジェクト】

2-2.研究開発プロジェクト「子どものネット遊び場の危険回避、 予防システムの開発」

研究代表者：下田 太一（特定非営利活動法人青少年メディア
研究協会 理事長／合同会社ロジカルキット 代表）

2-2-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、子どものインターネット利用について、見守り、注意し、指導することのできる能力（＝ペアレンタルコントロール）をもった人材の養成と、その種の市民活動を支援するネットパトロール³を支援する情報通信システム（CISS：Civil Instructor Support System）の開発・運用を通じて、地域において子育て教育に関わる人たち（PTA、教員など）による子どものネット利用問題解決のための仕組みづくりを進めることである。青少年のインターネット上への発信による問題やインターネット上での危険な人間関係の広がりなどの問題に対して、従来の、危険な出会いや誹謗中傷への対応や書き込みの削除などの直接的、事後対応型の対策ではなく、ネットパトロールを通しての未然防止型のあり方に着目した取り組みには意義があり、一定の成果が得られたと判断する。ソーシャルグラフ⁴を中心として、保護者や学校が知りえない子どもたちの人間関係を発見することは、触法行為の防止や犯罪の被害者にならないための手がかりとなり得る。

子どもを対象としたネット犯罪の予防対策を推進する上での問題点を明らかにし、対応の必要性を訴えたことの社会的貢献は十分に評価できる。システムから得られる情報は、非行・犯罪の他、自殺・不登校に関する問題など幅広く、警察、医療、教育相談センター等の機関を含め、さらに重層的なネットワークの構築が求められる。しかしながら、ネットパトロールやCISSを用いた活動を通じての効果的事例の蓄積と分析による科学的知見の創出、ネット環境の急速な変化に伴う随時の変更修正や技術的な手法による工数削減などについては試みられているものの、更に発展させることが期待される。また、本プロジェクトでは教育関係者や市民ボランティアを中心としたネットパトロールのモデルを提唱しているが、その取り組みや成果を真摯に受け止め、サービス運営者が子どものインターネット利用問題に更に取り組むことを期待したい。

2-2-2.各項目評価

³ ネットパトロール：参考「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集（教育委員会等向け）」（文部科学省）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/081_1/houkoku/1325771.htm

⁴ ソーシャルグラフ：Web上での人間の相関関係や、そのつながり、結びつきを意味する概念である。アメリカのBrad Fitzpatrickという技術者が提唱し、2007年末から注目されはじめた。

2-2-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

子どものネット利用に係る問題について、地域住民による自発的な取り組みを通じて、「地域協働型ネットパトロール」の定着を目指す過程で教育委員会や学校、ボランティアという協働のネットワークを構築し、教育現場からの意見をもとに問題を解決しようとし、事後対応型ではなく未然防止型のあり方を目指したアプローチは適切と判断する。ネットパトロールの法的検討をしたことも適切であった。

しかし、サービス運営者からの情報提供も必要であるが、特にプロフサイト⁵や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）のサービス運営者と具体的な協力・契約関係を築くまでには至らなかったため、その点は今後の課題である。また、ネットが提供するサービスは全国一律なので、非行・犯罪に絡むネット問題については、学校や地域だけでなく、より広範なネットワーク構築が必要ではないだろうか。本プロジェクトでは、関与者が交流できる掲示板機能を開発した CISS に搭載し、また、子どものケータイ利用を考える全国市民会議での発信などを通じて問題提起をしているが、警察やサービス運営者なども含めた更に広いネットワーク構築を期待したい。

この研究開発プロジェクトのねらいは、子どものネット利用問題の解決にむけた「地域住民による自発的な取り組みの構築」である。プロジェクトからの報告にあるように、「子どもたちの悩みの発信や人間関係の変化などいわゆるグレーな領域にある問題」をネットパトロールの対象に含めたことを強調し、「見守り」をキーワードしたことは適切であるが、事後対応型ネットパトロールから未然防止型ネットパトロールへの重点化を図ったことによって、ネットパトロールそのものの科学的知見及び手法にどのような成果が得られたのかについては不明確である。

2-2-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、貢献したと評価する。

子どもたちのネット上での繋がりについて、触法的行為や虞犯行為について調査をすることができ、実態を完全に把握しきれていない学校に対し、児童生徒の直接的な指導を行うきっかけとなる機会を提供しており、保護者とネットとの関わり方のひとつとして具体的なモデルを提示することができた。

しかし、プロジェクト開始当初からのインターネットのサービスは大きく変化しており、ネットパトロールだけでは、現在主流となっているネットサービスにも有効であるとは言いきれない。そのため、教育・開発活動や、当初の目的であったペアレンタル・コントロール能力を持つ人材養成など他の対策を並行して取組むことが重要となるが、本プロジェクトの目標として設定した人材養成に関しては、「見守りサポーター」の認証者が平成 23 年度で 8 名というのは少ないと思われる。これについては、パトロールをする中で子どもたちの個人情報に触れることにもなるため、誰が「見守りサポーター」を担うのが重要

⁵ プロフサイト：プロフィールサイトの略称で、ウェブサイト上に自己紹介ページを作成できるサービスの総称。または人物などのプロフィールを掲載・公開しているウェブサイトのこと。サービスの多くはモバイルサイト上に存在する。

であり、単に数が多ければよいというわけではないことから、今後も継続して取組み、徐々に数を増やしていくことが期待される。

プロジェクトが実施された高崎市における「高崎市ネットパトロール事業」の事業化の実現が総合的な成果とされている。子どものネット利用に関する問題と教員の対応方法とのギャップを埋めることや、情報の活用方法については法的ガイドラインなどの整備によって実践できるというモデルを提示したこと、人的工数のかかる実践においてボランティアの養成と活用により費用を抑える仕組みを作ったことは評価に値する。しかし、これまでの事後的ネットパトロールで必要とされた事例の量的変化（減少など）・質的变化などの効果が必ずしも明確に提示されておらず、高崎市モデルの他地域への波及効果は今後の課題である。アウトリーチ活動については、マスメディアや全国市民会議への参加、教育委員会へのヒヤリング等を通じて課題の共有はされており、研究成果の社会実装への取り組みとしてしている。また、対象地域での事業活動はよく展開したといえる。

2-2-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に部分的に貢献したと評価する。

本研究開発プロジェクトの成果は、後を絶たないインターネットによる子どもたちの被害の解決策の1つの方向性を提案するものである。情報収集を支援する地域ボランティアの養成及び情報システム（CISS）の開発は、問題解決に結びつく可能性があるが、定着と継続性が今後の課題である。問題あるサイトの削除等の直接的な解決策ではなく、ネットパトロールの手法による「見守り」による指導、教師への「気付き」、および地域住民との協働によるネットパトロール等、ソフト的な対策と手法を提示し、実施している点は評価でき、領域が設定した第二の目標である「防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法」の創出に一定の貢献をした。

2-2-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

本プロジェクトについての専門組織（青少年メディア研究協会）が既に立ち上っており、その組織を中心に PTA や地域団体への普及啓発活動をプロジェクト以前より行っていた。その地域団体等が草の根的な活動を実施しており、NPO 法人としては適正な実施体制であったと思われる。研究協力者との検討会の多様性を持つように工夫し、その結果の検討を別グループで行うというサイクルにより、重層的に実施されており管理運営も適切であった。

ここ数年はネットサービスの変遷が激しく、開発した手法が早期に陳腐化してしまうということはよくある。この変化に対応できない部分についてはやむを得ないが、実証実験で得られた結果と反省に基づき、ネットパトロール法、法的な対策、データベースの構築と運用等に改良を加え、見守りサポーターの養成など多くの手法を用いて研究を進め、他のプロジェクトよりも PDCA を速くまわしており、管理運営は適切であったといえる。また、結果を学校等に提供し、行政と連携をする中で新しいプランを立てるなど、適切に研

究開発を実施していた。

中村プロジェクトと連携・協力し、ソーシャルグラフの作成に関しては本プロジェクトでの人手による作成と、中村プロジェクトによる自動作成との比較を行うことで、自動作成の精度の評価等、互いに補完する中で研究の質と幅が向上し、領域の活動にも貢献している。

2-2-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

子どものネット遊び場に関する地域団体を活用した「見守りサポーター」のモデルの提示は、ネット利用による問題への対処について示唆を必要とする地域に対して貢献すると考える。人的資源については、ボランティアを活用するなどして、コストを抑えられることを実証している。この見守り活動を行うことにより、ネットに関する専門知識と教育に関して精通する人材の育成が行えると思われるが、ボランティアの役割や、一地域で必要とする適切な見守りサポーターの人数等について、今後の検討課題が残されている。また、適切なサービス運営者と互惠関係を築き、協業ができればデータのアーカイブなどは一部不要になるなど、さらに費用対効果を改善できるだろう。

2-2-2-6. 特記事項

今後もネット上での犯罪手口の巧妙化・潜在化が進展する可能性があり、様々な問題は深刻さの度合いが高まる恐れがある。ネット見守りのシステム開発とそれを支援するボランティアの育成により、犯罪予防の視点から将来の問題解決に貢献する可能性はある。ネット上の犯罪から子どもを守ることは、未然防止策、運用対策、事後対策、調査研究でのフィードバックを通して、法的ガイドラインなどの組織的取り組みや、ネット上の技術的取り組み、生徒・教員・父母・地域住民等の人間的取り組みの三つが総合的、統一的に実施される安全学として考察することが必須である。本研究開発プロジェクトは人間的な取り組みを主としており、将来的に「犯罪からの子どもの安全」という領域研究の重要な一面に貢献できると期待する。人の考え方や組織化はメディアの進化にとらわれない普遍的な部分である。規範意識の育成や道徳観念を念頭に、メディアに対する考え方や、学校とPTA と地域団体、行政との組織化が互いに補完するよう構築されていけば、今後の社会問題や教育問題への対応も可能であると考え

変化の激しいネットの世界であるから、ローカルな文脈と、国際的な動向とを採り入れて、継続的な実践、研究ができる体制を作ることが望ましい。そのためにも、社会技術研究開発センターからの何らかのフォローアップができれば実現可能性があると期待する。

2-3.研究開発プロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

研究代表者：仲 真紀子（北海道大学文学研究科 教授）

2-3-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本研究開発プロジェクトでは、人文科学的、社会科学的な根拠に基づいた司法面接の方法論を確立し、研究者と実務家を結ぶ手法として織り込まれた「面接法・研修プログラム」を開発し、社会へ提供している。予想以上の速さで成果の社会実装に結びつく結果が見られており、本領域の目標を達成するために十分な成果が得られたと評価する。

これまで日本では十分に行われてこなかった子どもの被害者への聞き取り手法に関する研究について、科学的な根拠に基づいて分類し、基礎理論を構築し、それを基に研修システムを確立したことは高く評価できるものであり、理論研究だけに留まらず、基礎研究と臨床の両立を目指して実施したことにより、理論と臨床の両輪がうまく適合していたと思われる。確実にこの実績を積んでいけば、将来、成果の広がりを見せ、司法面接の標準的な方法として定着していく可能性が高い。特に、子どもへの虐待に関してはこの司法面接法は必須の方法論であると考えられる。プロジェクト全体の進め方という観点からも、研究開発のモデルの1つになるのではないかと期待される。

また、今後の活動にあたり残された課題の設定も明確であり、事実認定についての法制度の整備の必要性の提示など、司法面接法のパッケージ化の開発やそれを運用できる人材の育成などの成果とともに高く評価できる。開発された司法面接プログラムが実際の司法面接の場で有効かどうか効果測定の部分が現時点ではまだ十分ではないとの意見もあり、今後の本格的な研究開発成果の社会実装や発展・応用に大いに期待したい。

2-3-2.各項目評価

2-3-2-1.目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し十分適切・妥当であると評価する。

犯罪からの子どもの安全、特に家庭内の虐待から子どもを守ることにに関して、本プロジェクトの目的である司法面接法の開発は、出来事の状況把握、実態調査において、問題の解決を目指すための本質的な方法のひとつであり、目標設定は極めて適切であった。特に、人文科学的、社会科学的な根拠に基づいて子どもとの司法面接のための方法論を確立し、訓練・研修プログラムをパッケージ化して社会へ公表・提供するというアプローチは適切であった。また、基礎研究を研修に活かし、研修のフィードバックを基礎研究や面接法・研修プログラムの開発に投入し、社会実装に貢献しつつ「パッケージ化」に至るというアプローチは明確で適切であったと評価する。

司法面接法とその訓練プログラムを開発すること、専門家を対象に面接法の研修を実施

し、効果を測定すること、プログラムパッケージ化とその提供等、と目標は明確でかつ具体的に設定されていた。

また、当初の研修の対象者は北海道内の児童相談所職員だけを想定していたが、虐待通報件数の増加等の社会情勢の変化に対応して研修対象の地域や対象職種を司法関係者へ拡大して研修を行うなど、柔軟な対応ができており、変更は適切であった。

2-3-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、十分貢献したと評価する。

当初対象と想定していた道内の児童相談所に「司法面接」室が開設されたことや、児童相談所のみならず警察・検察などの司法関係機関で司法面接法が用いられるに至っており、本研究開発プロジェクトで開発した司法面接法や研修が、実際に実務の現場で使われるようになり社会に広がりつつある点を考えると、子どもへの虐待という社会問題の解決の方向性に端緒をつけたことは高く評価できる。

司法面接法についての理論と技術の確立は、日本では未解決であり系統化されたものは見られない。しかし、現実には裁判所や警察・検察において子どもからの事実確認が必要であり、聞き取りの場面においては、大人を対象とした聞き取り方法を中心に、時には威圧的な対応がとられることもあるため事実か否かの判断が難しかった。本研究開発では、子どもたちへの心理的圧迫をできる限り減少させる聞き取りの手法について研究を進めた結果、現場で採用・使用されることとなり、社会的な貢献度は高いと考える。

アウトリーチ活動については、非常に積極的になされており、極めて多く充実した活動を行っている。研修を多く行うことで、1000人に近い実務家が研修を通じて育成され、手法が専門家から専門家へと伝えられるという好循環が生まれている。この研修を通じて多くの関係者を巻き込んで広がりを見せ、社会的にも注目を浴びた点は評価できる。

マニュアル化された質問方法や、理論を基に実施される研修会で学んだ内容は、司法面接での子どもに対する質問を等質化すると同時に、聞き取りの効果も十分に高いものであろう。研究の継続性も明確であり、例えば、被疑少年の事情聴取などへ手法を応用する広がりも見られることから、今後も特に司法領域において活用され、社会に効果・効用をもたらす可能性は極めて高いと思われる。

2-3-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に十分貢献したと評価する。

自然科学的な分析と社会科学的な情報収集方法などの方法論を用いて、基礎研究と実践を通じて新たな知見が創出されており、領域が設定した問題解決に十分に貢献していると評価する。

子どもの認知、記憶、供述などの特徴を科学的な手法を用いて精緻に分析を行い、信頼性の高い成果が得られた。また、英国・米国など司法面接の先進国での研修などを通じて情報を集め、日本における司法面接法の研修プログラムを開発するという目標を達成したといえる。基礎研究において子どもの認知機能について詳細に分析し、科学的にも信頼で

きるデータを多数産出した点は学術的貢献が大きい。しかし、本研究開発プロジェクトにおける基礎研究との関連性をもっと明確に示すとよかったのではないか。

基礎研究に関しては国際的水準からみても優れた成果が得られており、論文による成果発表も精力的に行われ、国際的にも高い水準にあることがわかる。本研究開発プロジェクトは、同様の研究では先進国である英国をモデルに進められているが、海外から研修に対するオファーがあるなど、研究と研修の成果は海外にも影響を与えており評価できる。

2-3-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

研究代表者の仲氏のリーダーシップのもとで極めて効果的に活動が進められ、地域的にも、機能的にも、また国際的にも実施体制は適切であったと評価できる。2つの研究グループが、国内外の研究者や複数の実務家・実務機関と連携しつつプロジェクトを推進しており、機動力と俊敏性を十分に発揮しそれぞれが焦点化された研究ができた。また、社会情勢の変化によって増加した研修のニーズに対して可能な限り対応することができた。対象が子どもである点についても十分配慮した体制であったといえる。

研究開発の管理運営に関しては、研修および基礎研究におけるPDCAサイクルは適切に運用されており、自己評価を繰り返しながら実践できていた。研修では評価基準を設定して丁寧な取り組みが行われており、十分に適切と評価する。また、状況の変化にも適切に対応している。学会・シンポジウムなどとともに、本領域の他プロジェクト（山中プロジェクト・辻井プロジェクト）から研修の受け入れを行っており、領域活動への貢献もできたといえる。

2-3-2-5. 副次的貢献

効果的な研修を実施しているため、参加者からの他の参加者への波及効果が期待される。参加者からのフィードバックがさらに本研究開発成果を発展させていく可能性もあると考える。児童相談所における取組が警察、検察など他の司法機関にまで影響を与えており、今後も波及効果の拡大が期待できる。また、子どもを対象とした司法面接法の開発目的が「事実」の確認・認定にあるため、成人事件の各ステージにおける事情聴取・取り調べ方法の改善を促進する成果も生み出している。

2-3-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、十分適切であると評価する。

研究開発経費の多くは人件費・人材育成に充てられているが、投入された資源に対しても最大限の効果を上げていると判断できる。同様の萌芽的研究が本研究をベースとして派生したことは、本プロジェクトが基礎理論として熟成された内容であることを示すものである。研修会の開催には多くのエネルギーを必要とするが、1つずつ丁寧に研修会を実施することにより、実務者を約1000人規模で育成したことは、社会的にも人材育成的にも貢献できている。この規模の研究主体、研究範囲の対象やその地域的拡大を考慮すると費用

対効果は高く、適切であると評価できる。

2-3-2-7.特記事項

本研究開発プログラムでは、基礎的な事項を把握した上で、社会、学術、技術など全方位的に展開しており、加えて、研修における多職種チーム形成や演習の実施により、連携によるケアの実現が可能になるなど、将来においても貢献することが期待できる。研究の継続性が明確であり、社会的にも問題解決の必要性が高い子どもの虐待問題や今後予測される社会問題に対しても十分な貢献が期待できる。実務に携わる人材の育成にも成果が見られるため、育成された人材の活動も含め、今後の展開に期待したい。

さらに研究成果を発展させるには、警察や検察など司法機関においても事情聴取段階で司法面接法を導入する仕組みが求められる。また、事実認定の際に、関係者の負荷を回避する法的制度の整備とそのためさらなる基礎研究の充実化のための措置が必要と考えられる。本研究開発プロジェクトの成功要因のひとつには、領域のプロジェクトマネジメントが貢献していると考えられる。

2-4.研究開発プロジェクト「虐待など意図的傷害予防のための

情報収集技術及び活用技術」

研究代表者：山中 龍宏（独立行政法人産業技術総合研究所
デジタルヒューマン工学研究センター 傷害予防工学研究チ
ーム長／緑園こどもクリニック 院長）

2-4-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本研究開発プロジェクトが目標とした、虐待の早期発見や再発防止のための情報基盤の形成、それに基づく診断技術の開発、それを現場との連携によって改善し実際に活用できる技術にすることは、いずれも達成したと評価できる。医療機関、警察・検察、児童相談所等と連携し、収集された情報の科学的分析に基づく手法として、虐待の再発防止技術としての物理学的診断技術（例えば、虐待診断支援ソフトウェア、虐待診断教育プログラム、虐待性頭部傷害判断基準、物理的シミュレーション等）、早期発見技術としての統計学的診断技術を開発し、虐待の早期発見、再発防止に資する活動とその実績を上げたことは大いに評価できる。その過程で、特に医療ネットワーク、工学系研究者ネットワーク等の多業種・多職種ネットワークを構築したことは画期的といえる。

子どもの虐待は早急な対応が要請されている社会的問題であり、本研究開発プロジェクトは、これまで推測の域を出なかった児童虐待の発見・診断方法に対して客観的な分析手法やそのためのシステムを用いることにより、科学的見地に基づいた診断を行い、また、事態を正確に把握し記述した上で対応策を多面的に考えており、児童虐待などの子どもの意図的傷害の予防及び対応に結びつけることができている。このことから、社会的貢献・学術的貢献の面でも極めて優れた成果を上げていると評価する。

今後も、更なるデータの収集分析と解析手法の見直しを引き続き実施することで、より精度の高い結論を導くことができる可能性が十分にある。また、どうすれば虐待を抑止できるか、この研究開発チームがさらに他の領域の人々との連携を広げ、深めていくことができれば、将来、社会問題の解決にさらに貢献ができるのではないかと期待される。

2-4-2.各項目評価

2-4-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し十分適切・妥当であると評価する。

本プロジェクトの目標のひとつである、「科学的根拠に基づく知見・手法の創出に向けて、その土台となる情報基盤を医療機関と連携する」ことで、収集された情報の科学的分析に基づく手法により、虐待の早期発見・再発防止に挑んだことは、領域目標に対して十分に適切であった。ここ数年で非常に増加した児童虐待防止という課題に対し、情報基盤駆動

型アプローチ、工学的アプローチ、現場参加型アプローチ、メディアとの連携アプローチの4つの科学的根拠に基づく知見・方法論を用いたアプローチによって、虐待の早期発見・予防を目的とした情報基盤の形成、診断技術の開発、現場と連携した改善などを行った。

研究開発目標は当初から明確に設定されており、社会情勢や研究の進展とともに目標を焦点化するなどの対応を適切に行っている。また、重症度の高い虐待性頭部傷害の問題に対しても、基本技術の課題を整理し、物理シミュレーション技術を開発し、協力団体を増やしたことや、警察・検察への協力過程で把握した新たな課題（窒息事故の判断等）に対しその分野の専門家を加えるなど、情勢変化に対し守備範囲を広げるなど、適切に変更を行なったと評価する。

2-4-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、十分貢献したと評価する。

虐待か否か不明であった事案も、虐待診断支援ソフトウェアや虐待診断教育プログラムを開発することにより判断の支援が可能になったこと、多くの機関と連携することで虐待対策のための情報基盤システムを開発して虐待早期発見の可能性を高めたこと、大都市だけでなく地方都市でも活用が可能なモデルを提案・実施したこと等、大いにこの分野の問題解決に貢献しつつある。また、1万8千件以上の傷害データベースの構築により、児童相談所からの問い合わせに対しても明確な回答ができるようになり、社会貢献の役割が果たせるようになったことや、物理的診断技術により警察・検察への鑑定協力を進めたことにより診断結果が裁判で活用された例があるなど、社会的な認知度や成果は高い。

アウトリーチ活動については、メディアを活かした活動、専門家向けセミナーやシンポジウムの開催、行政や自治体での講演等で積極的なアウトリーチ活動を行った。特にマスコミからの注目度も高く、テレビ局や新聞社などからの多種多様な取材に応じている。

本プロジェクトで開発した物理的診断技術は警察・検察の鑑定において運用され、統計的診断技術は情報基盤構築のための準備として進められており、今後、データを増やし、関係機関において活用されることにより、虐待の発見・抑止に効果を上げる可能性は高い。

新規の研究領域であるが、メディアの注目度が高いことからわかるように、研究の結果はわかりやすく納得できるものであり、病院や警察などにおいて、児童虐待が行われたかどうかを判断する基準として、大きな支援となることが予想される。

今後もデータを増やすことによって精度をより高めていくことができるので、社会的効用は大きく、事態の正確な把握、通報量の増大、正確な対応、啓発の可能性など、社会に大きな効果をもたらすと思われる。さらに虐待の抑止について検討されるとなおよいであろう。

2-4-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に十分貢献したと評価する。

虐待の物理的診断技術、統計的診断技術等、本プロジェクトで開発した技術とそれに基づく児童虐待、再発防止に対する知見と方法論が、この分野の問題の解決を大きく前進さ

せている。また、これらの科学的知見に基づいて診断をすることは、さらなる被害拡大の抑止にもなると思われる。情報基盤（傷害データベースと統計的診断技術）の整備・蓄積は、実務家支援という面からも社会実装を意識して行われており、さらに警察・検察と連携することで技術開発が進められるなど、学術面はもとより、社会的にも技術的にも十分に貢献したと評価する。

子どもの負傷の状況などから、起こり得る可能性のある原因を科学的根拠に基づいて推測をすることは、今後の児童虐待の予防や被害の拡大を防ぐ一助となることが期待できる。蓄積されたデータを基に行われる診断基準の信頼性は高く、科学的知見に基づく判断基準の確立は、児童虐待に関する社会問題の解決にも貢献している。

身体地図情報システムは、現場の担当者が利用できるソフトとして世界に類を見ない技術として高い評価を受けており、生体衝突シミュレーション技術は日本人の子どもの人体形状を反映させており、独自性に富み国際的にも水準が高いと思われる。

また、国際誌への論文掲載、国際学会、国際シンポジウムなど、海外への発信が十分になされており、今後、国際的に連携・協調して行くことで、この分野の世界的な問題解決に貢献して行くと期待される。

2-4-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

研究開発を進める過程で判明した新たな事実や課題、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、関連する研究機関やグループとの連携など、実施体制の拡張や相互の連携も手際よく行われており、適切に対処している。それがこのプロジェクトの成果をさらに高めているといえる。

現場で実行可能な手法の確立という視点も明確であり、現場参加型アプローチによる研究者と現場との交流が行われていた。判明した新たな課題に対応するために専門家を加えて基本技術の精査や見直しを行うなど、要所において PDCA サイクルを適切に運用できていたと評価する。

また、本プロジェクトで開発した虐待データ蓄積ソフトウェア・虐待診断ソフトウェアをカスタマイズし、仲プロジェクトが研究開発活動を行っている北海道中央児童相談所に提供するなど、領域の活動にも一定の貢献が見られている。

2-4-2-5. 副次的貢献

医療関係者を中心とする虐待の早期発見と防止のための多職種ネットワークが構築されたことは一定の評価ができる。行政レベルの要保護児童対策地域協議会とは異なるものであり、今後の継続が期待される。また、これらのネットワークは、類似の社会問題を検討しようとする人々へ波及することが期待できる。

2-4-2-6. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、十分適切であると評価する。

社会的、学術的、技術的貢献は十分であり、人材育成も行われていることは高く評価できる。また、研究成果と実装を短期間に形成したことにより、喫緊の課題に明確な解決策を生み出した。研究開発成果の社会実装段階にまで至っており、投入された資源は十分に活用されていると評価できる。

また、人材育成の観点からも、開発されたシステムの発展や応用について、今後の研究を進め、新たなシステム開発や分析手法の見直しができる専門的な人材育成も行われており、投入資源は十分適切であると評価できる。

2-4-2-7.特記事項

身体的虐待についての情報基盤の整備と診断技術の開発は、増加する児童虐待への対策として十分な期待が持てる。これらシステムが普及することによってデータ収集が進められ、精度が高められることによってその有用性も増すと思われる。

また、本研究のアプローチの方法により、身体虐待以外の虐待分野の研究への取り組みが行われることで、ネグレクト、性虐待、心理的虐待などに関しても応用することが出来、将来、貢献が期待できる。加えて、子どもだけではなく障害を持つ人や表現活動がうまくできない社会的弱者や要介護者、老人福祉の分野などに対しても、応用できる可能性があると思われる。

児童虐待の早期発見、再発防止のための多職種連携コミュニティ作りの推進、ガイドラインの作成と提示等により、虐待に対応する機関全体のレベルアップが望まれる。また、データベースの構築、多職種連携によるチーム対応は喫緊の課題であるため、関係省庁に対して成果を報告するとともに、虐待防止の制度設計に繋げていくことが必要である。

このように特定の社会問題を焦点とした場合には、分野を超えた社会・学術・技術的交流をさらに促進するような政策的な措置が必要だと思われる。中でも、確固たる情報基盤の確立、事例蓄積と鑑別支援サービスの拡張及び高度化を実現のための財政的措置は必須と考えられる。

2-5.研究開発プロジェクト「計画的な防犯まちづくりの支援システムの構築」

研究代表者：山本 俊哉（明治大学理工学部 教授）

2-5-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

防犯のためのまちづくりや地域力を高めることは、多くの地方自治体において大きな課題であり、試行錯誤をしている。これまでに解決策として提示された多くの標準的なケースは、個別の活動に対する具体的な提案は述べられているものの、標準化をする過程で内容が画一的になり、それぞれの地域が抱える具体的な課題の種類や、個別事情が考慮されていないものが多かった。そのような中で、本研究開発プログラムの成果として開発された Web マニュアル「防犯まちづくりのヒントとガイド」は、標準的なパターンを示しながらも柔軟な展開を行うことができるよう提示され、科学的手法を活用しながら関係者にわかりやすい様々なヒントが網羅され、個別事情への対応も想定されており、十分評価できる。各モデル地区との綿密な連携による防犯・安全なまちづくりのためのプロジェクトが実施されており、同様の課題を抱える地域においても参考となる知見として十分な内容であり、実際の防犯まちづくりの活動推進の参考となる可能性が高い。

本研究開発プロジェクトは、犯罪からの子どもの安全を目的に活動を開始したが、各地域の特性を活かし、住民が参加した安全なまちづくりを包括的に進める様々な活動を行った。知識と経験を蓄積してその成果を社会に発信する活動へと繋がり、今後のコミュニティによる安全なまちづくりへの方向性を示すことに大いに貢献したと評価する。

地域の防犯・安全には、地域の特性に合わせた施策が必要であることが本プロジェクトを通じてもわかっており、全体的な解決というのは大変難しいものである。そのために、本プロジェクトにおいて地域密着で1つずつ解決していることは大変高く評価できる。

成果の社会実装・普及を目的として本研究開発プロジェクトが立ち上げた「一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ」の活動が、防犯防災を含む安全・安心なコミュニティづくりのための一般理論構築の拠点として活動を継続することを期待したい。

2-5-2.各項目評価

2-5-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し十分適切・妥当であると評価する。

本研究開発プロジェクトは、地域の関係者との協働による防犯まちづくりを目的に、モデル地区における実証研究と先進事例からの知見と手法により、ポータルサイトを用いた情報共有システムを構築し、知識や経験の蓄積によりそれを実施・運用し改善をしていくというアプローチをとった。小学校区等の身近な地域の関係者（自治体・学校・PTA・市町村・警察等）との協働に焦点をあて、人間関係の再構築と組織化によるコミュニケーション

ョンの促進や、Web マニュアル「防犯まちづくりのヒントとガイド」構築等のアプローチは適切であり、精力的に、持続可能性を視野に入れて計画遂行に取り組んだといえる。

当初、計画策定・計画実行・評価改善の3つのWeb マニュアルの開発と、それらを搭載したポータルサイトを構築するという目標は明確に設定されていたが、その後の経験や調査地域の特性に応じて分析枠組みなどを柔軟に変更して、「防犯まちづくりのヒントとガイド」というWeb マニュアルにわかりやすく統合するなどの変更を行ったことは評価できる。また、急激な社会的変化（リーマンショック、東日本大震災等）に対応して、研究開発成果を社会実装する非営利組織の法人格取得を拙速に進めず、自主事業として展開できる支援ツールの開発という目標を明確にし、犯罪からの子どもの安全を確保するという視点の防犯活動が、当初計画どおり、防災や交通安全等にも視点を拡大できたことは社会変化に対応しており、適切であったと評価する。

2-5-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、十分貢献したと評価する。

治安に関する世論調査による社会の意識変化を考慮しつつ、新しい課題を抽出してその解決に対して取り組んでおり、積極的に社会問題の解決に向けて努力をしている。具体的には、見守り活動がコミュニケーションを促し地域への関心・安心を高めるには有効であることを示すとともに、同時に、監視と認識して居心地の悪さを意識する人が増えることが分かり、このために改善案を提案して実施している。例えば、奈良市富雄地区では、見守り活動を改善して継続するとともに、他の安全分野を包括したまちづくりを進める協議会を組織化し、市川市稲荷木地区においては、担当行政機関との協議の結果、歩道橋やトンネルの計画の見直しを進めるなど、個別具体的な問題解決が図られ、社会問題の解決に役立っている。安全・防犯の事情は地域ごとに異なるため汎用的な運用の提案は難しいとされているが、本プロジェクトにおいては、全国に設定した10ヶ所のモデル地区において、地域に密着し地域特有の問題解決を図っており、それぞれの地域が抱える問題の解決に寄与しているといえる。

本プロジェクトにおいて防犯まちづくりの標準的なパターンを提示したことは、対処療法的な対応になりがちな地域での見守り活動に対し、継続的に無理なく効率的に活動を実施するための手がかりとなっている。見守り活動を実施する地域の標準単位として、小学校区単位が望ましいという結論は、今後の防犯等の活動を行うための1つの指針となる。

アウトリーチ活動については、積極的に多くのワークショップやシンポジウムを開催し、ファシリテーター等の人材の育成、招待講演、論文発表、学会での口頭発表、新聞報道による活動内容や成果の紹介等を通じて、活発に活動が展開されており、内容にも工夫が見られる。

開発した各種の支援ツールは、既に「一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ」が運営する総合ポータルサイトで公開され、行政の施策にも影響を与え、多様な地域で活用されている。地域ごとの特性を活かした防犯・安全対策が実施されており、今後も事情が似た他の地域へのモデル提示となる可能性が高い。

標準的なモデルを中心として、組織作りなどのマニュアルを公開することは、防犯を手

掛かりとした地域のコミュニケーションの再構築のための一助となる。本プロジェクトの研究開発成果をベースとして各地域で展開を行うことができれば、地域における組織の再構築やコミュニケーションの拡大など、まちづくりを行うための住民自治への影響が考えられ、社会に効果・効用をもたらす可能性は高い。

2-5-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

本プロジェクトは、各地域の状況に応じて対応するための知見と方法論の集合を提供しており、その地域の特殊性を活かした安全なまちづくりを実証した。防犯活動の基本は地域活動であり、その地域活動を活性化するために必要なことは、小学校区単位のまちづくりであるという1つの考え方を導いた。また、地域活動を活性化することが防犯活動に大きな影響を与えることが検証でき、地域活動をいかに充実させていくかということが、今後犯罪からの子どもの安全につながっていくと考えられる。10ヶ所のモデル地区における実践例や研究開発成果を行政が取り入れるなど、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に一定の貢献があったと評価する。

これまで全国各地で展開されてきた「防犯・防災活動を通じてのまちづくり」において直面していた課題は、標準化する過程で内容が画一的になり、それぞれの地域が抱える具体的な課題や個別事情が考慮されないものが多かったことである。本プロジェクトは、防犯環境設計やルーティンアクティビティ理論などの科学的知見をおさえつつも、全国各地の多様な地域社会を対象に取組み、領域が設定した三つ目の目標「科学的手法・知見を活用した、地域の実情に合わせた効果的かつ持続的な防犯対策の創出」に貢献した。今後は、高い理念を頂点とする階層化、その中で個別性が生きる理論構築が期待される。

また、多くの地域に介入しながらも、そのプロセスなどを含めて成果を多くの論文として刊行しており、今後の更なる学術活動に期待したい。諸外国の成果を踏まえて、実験計画法による住民アンケート、対話式パス解析の開発を行っており、データとしては国際比較が十分可能であるが、学術的水準での比較分析はまだ行われていないため、今後に期待したい。

2-5-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

研究機関及び研究開発実施者は、自然科学系から人文社会学系まで多岐にわたる分野の専門家による大規模なものであったが、多様なアクターを統括し、情勢が変化する複数の現場において多様な状況に対応したことは、実施体制として適正であったと評価する。多くのグループを取りまとめることは困難であったと思われるが、グループ間の情報共有は概ねできており、多種多彩にわたる専門家や若手研究者を中心に、多くの地方での研究実践や多角的視点による検討ができたことは評価できる。リーマンショックや東日本大震災などの社会状況の変化にも目標や手法を適切に変更し、柔軟に対応して研究開発を実施できていた。

計画策定支援グループ、計画実行支援グループ、評価改善支援グループの3グループと、

それらを統括する情報基盤構築グループがマネジメントする体制で運営されている。また、研究開発領域のアドバイスなどを得て、研究代表者の強力なリーダーシップの下で管理運営がなされている。10ヶ所のモデル地区では内容・方法の改善を繰り返しており、研究開発の管理運営は十分に適切である。このように、地域と一体となって研究を進め、成果の社会実装を行うためには、地域住民等と頻繁に協議をする場が必要であり、協議の結果を研究の目的や手法の検討・改善のためにフィードバックすることが大切である。地域がいかにイニシアティブを持って積極的に活動できるようにするかを支援することが鍵となるのではないか。

領域全体の活動にも貢献するとともに、いくつかの個別プロジェクトとの連携を行っており、特に、池崎プロジェクトなどの実践に対してはプロセス評価による理論的な裏付けを行うなど、相乗的な効果を生み出している。

2-5-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、十分適切であると評価する。

複数のモデル地区での複数年のプロジェクトを実施したため、研究開発経費の大部分が人件費に充てられているが、多くの関係者、多くの地域社会の人々との啓蒙的活動とともに、その過程を通じて多くの人材育成ができており、投入された資源は十分適切であったといえる。多地域にわたり研究の範囲を広げることで、一般性や普遍性の検証をおこなうことは重要であり、多岐にわたり収集・分析する機会を若手研究者に対して与えた事は評価できる。

2-5-2-6. 特記事項

マニュアルを作成することは、犯罪から子ども達を守る事に対しての最終的な目的ではなく、活動を支援・定着させるための手段として副次的なものである。防犯のまちづくり、犯罪のないまちづくりを行うために、そのマニュアルをどのように活用し定着させ、地域での活動支援につなげるかが課題であり、それが広域的な利用や社会的実装につながる一手順だと考える。本研究開発プロジェクトで作成されたマニュアルや、設立・組織化された団体は、実際に研究に関わった様々な地域特性による課題を乗り越え、対象や内容、目的も絞り込まれており、今後も地域社会のニーズに対して的確なアドバイスを与えることができるものと期待する。

学校地域単位で、それぞれの特殊性を生かして子どものための安全まちづくり活動を活発化させ、その情報の共有化を通じて、これまで各研究開発プロジェクトで得た知識や経験を統合化して我が国の安全なまちづくりに貢献していくことが期待される。今後の継続のためには、行政との連携による費用の確保が不可欠である。また、更に効果検証を継続することも必要と考える。

【平成21年度採択研究開発プロジェクト】

2-6.研究開発プロジェクト「犯罪の被害・加害防止のための対人関係能力育成プログラム開発」

研究代表者：小泉 令三（福岡教育大学大学院 教育学研究科 教授）

2-6-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの研究開発目標は、小中学生が犯罪の被害者や加害者にならないため、また非行少年の再犯防止のため、予防教育プログラム及び矯正教育プログラムを用いて、対人関係能力（情動的知性＝状況や他者の感情の理解、自分の感情の制御能力など）と自尊心を高めることが有効であることを実証し、そのための対人関係能力育成プログラムを開発することであった。小・中学生用の社会性と情動の学習プログラム「SEL-8S (Social and Emotional Learning of 8 abilities at the School)」と、矯正教育における有効な社会性と情動の学習プログラム「SEL-8D (Social and Emotional Learning of 8 abilities for Delinquency)」の開発と、それらのプログラムの実施、その効果の検証など、極めて精力的かつ多面的に課題に取り組んだ点は、大いに評価できる。

教育プログラムの開発を、効果の検証を含めて実証ベースで行ったことは、この分野の今後の発展の基礎となるものであり、その点での貢献は大きいと言えよう。しかしながら、短期的な教育効果の検証は難しいが、“自尊感情の向上を介して規範行動を高める”という経路に関しては効果の検証は必ずしも良い成果を示したとは言い難いため、プログラムの内容や実施の回数、検証期間などを改善・工夫し、更に検証を行うことが望まれる。「情動的知性」という人の心の様子について客観的に評価基準を設定できたことは、科学的見地にに基づいた1つの結論を導いたと考える。SEL-8S 学習プログラムの実施結果に基づく因果モデルの検討では、SEL-8S 学習プログラムによる人間関係能力向上から規範行動の向上への因果関係は見られたが、自尊感情の向上についての関連性が認められなかったため、研究途中で自尊感情についての整理を行っている。しかし、関連性が見つからないという結論も大切な結果であり、今後の研究に1つの方向性を示したといえる。

複数の書籍を発行するなど積極的に実践可能な成果を発表しているが、学術論文の発表など、学術的な成果という点では十分とはいえず、社会的貢献でもいくつかの課題が残る。

教育による成果の研究は、人間研究の一環として常に付随する課題であるが、その成果をどのようなスパンで考えるかが極めて重要である。欧米において矯正効果に対する不信の時期があったことを考えると、SEL-8D の矯正教育プログラムによる心理学的アプローチの効果測定に関しては、3年間という研究開発期間では必ずしも十分であるとはいえない。今後、持続的な研究活動のための研究会を立ちあげる予定であると報告されていることか

ら、長期的なコホート研究にも期待したい。

2-6-2.各項目評価

2-6-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

研究開発目標については、対人関係能力（情動的知性）を高めることが、小中学生が犯罪の被害者や加害者にならないために有効であることを実証するために、1)対人関係能力（情動的知性）育成のための小・中学生用の社会性と情動の学習プログラム（SEL-8S）作成、2)学校と家庭の連携による SEL-8S 学習プログラムの実践、3)矯正教育における社会性と情動学習プログラム（SEL-8D）の開発、4)対人関係能力（情動的知性）の客観的測定法の開発、5)対人関係能力（情動的知性）と、自尊感情の育成、規範意識や規範行動の向上の因果構造分析、の5つの達成目標が明確に設定されていた。

犯罪から子どもを守るために、子どもの情動的知性を測定し、それを促進するための学習プログラムを開発して実施し、子どもの安全教育に対して多面的にアプローチしたことは、領域目標の一部を担うという点で適切であった。

領域目標の二つ目（防犯対策の基盤となる科学的知見及び手法の創出）に対しては、情動的知性の測定法の開発を行い、予防教育プログラムと矯正教育プログラムの開発と実施により、対人関係能力の育成によって規範行動が向上するとの仮説の実証を図った点でアプローチは十分適切である。また、仮説実証の手法も的確であったといえる。

昨今の社会では、子どもの安全という面では、子ども自身の対人関係能力の問題とともに、教育現場の管理者側の問題が注目されている。本プロジェクトにおいて設定した目標は適切であったが、この点についての展望にも関心があるので、今後の活動に期待したい。

2-6-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に貢献したと評価する。

本プロジェクトで開発した情動的知性育成のためのプログラムを基に、実際の学校現場で学習プログラムを実施することにより、具体的な実施結果の実証・評価を行うことができ、多くの示唆を得ることができたといえる。特に、対人関係能力の育成が規範行動に影響を与えることを客観的に検証し、情動的知性を育成することの重要性について研究を進めたことは評価できる。開発された学習プログラムや標語⁶など、小中学生への具体的な指導方法などは、わかりやすくいつでもどこでも活用できるため、加害・被害を問わず子どもたちの心の成長に対して支援を行うことができたといえる。

情動的知性育成のためのプログラムの実践が、対人関係能力（情動的知性）の向上に有効であることが示されるなど一定の成果を得ているが、自尊感情の向上に関しては機能や効果の検証は必ずしも良い成果を示したとは言い難い。SEL-8S は、今後小中学校で実践さ

⁶ 一例として、怒った時に冷静になるためのポイントを、「怒ったときの天津飯」（①心の中でゆっくり10数える10カウント、②深呼吸する、③離れて一人になれる場所で頭をさます）の他、上手な聴き方、話し方、断り方のポイントをいくつかの標語で示した。

れる可能性はあると考えるが、SEL-8Dについては、少年に対するアセスメントを実施した上でオーダーメイドのメニューを作成し、個別に実践を検討する必要があるのではないかと。

アウトリーチ活動については、シンポジウムや研修会、講習会など、多くの活動を行っていることは評価できる。また、ネットを通じたアフタケアや情報公開についても評価できる。研究面では、学会を中心にアウトリーチを行っているが、さらに幅広く行うことを期待する。例えば、実践面では、地域の小中学校で学習プログラムを実施した際の子どもたちの反応や教員の対応状況など、プログラム導入上の課題を分析できるような活動があると有意義なのではないかと。

2-6-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に部分的に貢献したと評価する。

子ども自身の内的資源（情動的知性や8つの社会的能力⁷など）を育成するという視点でアプローチを行い、成果の確認のための客観的測定法の開発、効果検証のための統制群を設定して比較等を行い、対人関係能力を育成することが規範行動を高めることなどが確認できている。

しかし、「方法論」的には統計的な分析を施している点は良いが、結果を説明する統一的な議論を展開するまでには至っていないため、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出への貢献は十分ではないと思われる。学習プログラムまで開発するという「方法論」的には評価できるが、問題解決に資する知見を創出したかという点で課題が残る。中でも、学習プログラム実施の前後の比較だけでは、長期的な変動については扱うことができていない。子どもの対人関係能力の学校行事などによる短期的な変動や、教師などの人による変動、教材などの内容による変動等についての分析は、今後の課題となるだろう。

海外においても、認知行動療法の効果をより高めるために、SEL-8Dのような多様なアプローチを用いることが推奨されている。日本においてまだ未定着な社会性と情動的知性を高める学習をこのように実践し、社会での浸透や実装を試みるプロジェクトを推し進めることは、国内においては大切なことである。

2-6-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、十分適切であったと評価する。

現実的には困難な場合が多いと思われる教育現場の参加を得られたことは、適切な実施体制であったと評価する。社会的実装を考慮する中で、単位として活動しやすい施設グループごと（小中学校でのSEL-8S学習プログラム開発、児童自立支援施設でのSEL-8D学習プログラム開発）において実践体制を組織化することは、理に適っている。また、効果測定のための尺度開発の専門グループの設置は研究に対するフィードバックにおいて重要であり、一意的な研究から広く社会に対応できる方向性を導くことに繋がった。学校での

⁷ 本研究開発プロジェクトでは、基礎的な社会能力として、①自己への気づき、②他者への気づき、③自己のコントロール、④対人関係、⑤責任ある意思決定、応用的な社会的能力として、⑥生活上の問題防止のスキル、⑦人生の重要事態に対処する能力、⑧積極的、貢献的な奉仕活動、を情動的知性としての8つの社会的能力(8 abilities)としている。

実証を中心に、評価部会でさらなる改良を検討し、再度実践するなど PDCA のサイクルを適切に回すことで、プログラム開発の効率化と信頼性の向上を目指しており、管理運営は十分適切であったと評価する。

2-6-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

本プロジェクトは、子どもの対人関係能力の育成が主たる目的であり、効果測定にはそれに関わる人手を要するものである。研究開発成果は必ずしも十分ではないとしても、そのために投入された人材及び開発費に見合った効果は出ており、妥当と考える。限られた期間内で行ったプロジェクトとしては、今後につながる成果の端緒は見られることから適切であったと考える。また、本プロジェクトの成果物として、SEL-8S、SEL-8D に関する書籍の出版や CD-ROM の作成・配布、関連する教材や質問用紙、回答結果の自動集計・表示用プログラムの Web での公開は、具体的でありわかりやすい結果である。

2-6-2-6. 特記事項

学校の「道徳」の授業等での心の規範の育成については、定量的に効果の判断が難しい面があり、規範に対してどのような指導が適しているのか、また、その評価はどのように行うのがよいのかが非常にわかりにくい。本研究開発プロジェクトでは、そのような不確定になりやすい心の動きについて焦点を当てたものであり、目的を達成するために開発された SEL-8S は、地域性に左右されることなく、標準的な 1 つの手法としての成果であり、実証実験等によりその一般化を目指して普及可能性を考慮したことは評価できる。

このように学習プログラムの効果は回数を重ねないと出てこないということが示唆するように、測定やプログラムを実施すればすぐに効果が出るというわけではない。尺度の精緻化などに加え、プログラムの実施に関する様々な要因をさらに探求し、現場の教員にさらに近づき、また教育委員会など間接的な影響をもつ部署に近づくなどしながら、今後予測される社会問題に対処しうる学習プログラムの作成に貢献することが期待できる。

研究開発終了後、成果を有効に社会還元するにあたっては、多様な参加者とともに長期間にわたって実施できる体制を作れることが望ましい。例えば、モデル地区を設定し、教育委員会・管理職教員・教員・保護者・地域住民・研究者・ボランティアや子どもたちに参加を求めて、いわばチームとして継続的にプログラムを実施してもよいのではないか。また、公的機関（例、各都道府県教育委員会）へのアウトリーチも必要ではないか。

今後の長期的な変化や効果を社会技術研究開発センターとしてどのように把握していくかについて、方針を持っておくことも重要と思われる。

2-7.研究開発プロジェクト「被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポート・システムの構築」

研究代表者：辻井 正次（浜松医科大学子どもまごころの発達研究センター 客員教授／中京大学 現代社会学部 教授）

2-7-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、一定の成果が得られた評価する。

犯罪からの子どもの安全において、加害者側に視点を置き、子どもを犯罪から守るよりは、子どもが犯罪に至るのを防ぐという観点からアプローチをし、加害者の被虐待体験、発達障害の傾向との関連を明らかにして、関係各機関のデータに基づいた支援体制の整備に繋がる連携プログラム開発や保護司等に向けた啓発プログラムを開発したことは、一つの成果であると評価できる。少年の非行や犯罪などと発達障害やリスク要因についての関係を明らかにし、医療ケアや心理社会的教育プログラムの必要性について指摘するなどの成果を得ることができた。発達障害や知的障害などをもつ触法少年への理解と、支援のための基礎的なアセスメント方法を検証したことは成果が認められる。矯正に関しては、指導だけではなく、医療連携や保護者、地域からの支援などが必要であり、そのためのサポート体制の構築を行った。

しかしながら、現状分析と、公的機関の職員に対する該当少年に対する理解深度と指導支援のスキル向上のための実践が中心であり、フォローアップ体制全体（特に家庭）が見えづらい。また、プログラムやツールの汎用性を担保するエビデンスの検証が必ずしも十分ではない。原因分析は的確に行われ優れた成果が見られるが、もう一つの目標である被害と加害を防ぐ対策面では明確な成果を示すことが難しいこともあり、今後も継続的な取り組みを期待したい。

2-7-2.各項目評価

2-7-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

本研究開発プロジェクトは、子どもを被害と加害のリスクから守る家庭と少年のサポート・システムのモデル構築を目的として、①発達障害少年や非行少年の心理社会的支援ニーズの把握、②心理社会的プログラムの開発と提供、③地域でのサポートのための研修プログラムの開発を遂行するなど、領域目標に対して適切にアプローチを行ったと評価する。非行に至った子どもたちの実態の調査、なぜそのような行為に走ったのかという、加害に至る少年の意識や心理についての研究、及び非行をした後の児童・少年の矯正や自立支援に関する研究など、非行を中心とした子どもの発達状況の特性に合った支援というアプローチは適切であったと考える。

しかしながら、被害と加害経験をもつ少年を対象としたサポートプログラム研究と「家庭」へのサポートプログラムとの区別と関連が不明確で、前者のみのアプローチであると考えられる。結果的には、発達障害を持った少年に焦点化したものとなっている。

非行少年の心理メカニズムや家族の背景に関する研究は国内外に多数あり、それ自体が重要な課題というよりも、むしろその原因とされた過去の被害体験の記憶の整理などに向けた取り組みについては本プロジェクトでは不十分な面もあったのではないかとと思われる。

当初、加害者である触法・非行障害児に対するアプローチとして、関係各機関（少年院、少年鑑別所、児童自立支援施設等）とコネクションを持って総合的、体系的に取り組もうとした目標設定は明確であった。ただし、現実には法的な壁があり、選択と集中をせざるを得なかったが、これは現実的には仕方がない変更と考えられる。

2-7-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、部分的に貢献したと評価する。

さまざまな施設を対象とした調査結果は学術的にも信頼度の高いものであった。これによって、非行者に被害体験が多いことを明らかにした点は有意義であるが、「被害を防ぐ」という目標については、現実の社会状況等から十分な成果を得るには困難な面もあった。開発された支援プログラムは発達障害少年や非行少年を中心にインテンシブに実施され、心理面での支援や調査・検討には一定の成果を上げた。

触法行為・非行に至る発達障害児の再犯防止等に対する各機関に向けた連携プログラム・支援体制の整備に繋がるプログラム開発、保護司等に向けた啓発プログラム等の開発は、この分野においては開始されたばかりで部分的なものであるが、一定の貢献をしていると判断する。

公開セミナーを繰り返し開催するとともに、実際に児童相談所、児童自立支援施設等と連携をし、必要に応じて各施設に対し、職員と相談・検討を行うなど、地道なアウトリーチ活動を行っている。発達障害児への対応は、学校現場の教員が抱える大きな課題であり、適切なアウトリーチを行うことで学校や地域社会に対して一定の効果は見込まれる。開発された全国の施設職員・教員などの支援者を対象に開発されたワークブックは汎用性のあるものであり、ある程度の効果は見込まれる。

2-7-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

非行少年、とりわけ発達障害児が非行に至る際の家庭の負因を明らかにし、分析方法なども優れており、学術的成果として信頼性の高い成果を生み出した。「子どもが犯罪に至ることを防ぐ」という、加害者を作らないための研究は、新しい方法論であり検証を深めることでより明確になる可能性がある。この理論が実際に有効かどうかという点については検証すべき手段がないため判断しにくい。しかし、一般少年と非行少年の比較で、被害体験の多い子どもたちが非行少年に多いということを改めて科学的に検証できたことは成果のひとつであり、科学的手法を用いたリスク要因の研究や非行少年に対する心理教育プロ

プログラムの開発は、一定の貢献を果たした。非行・犯罪に至る少年の感情のコントロールについても分析を行い、その結果をもとに「怒り」に対する感情について取り上げ、その部分をターゲットとした心理教育プログラムの作成を行うことができたことは、学術的な貢献であると考ええる。

子どもが加害者とならないための方法論については、数多くの研究が国内外にあるが、高機能自閉症⁸、発達障害の触法・非行少年を対象とした方法論として一定の貢献があると考える。加害者にならない、加害者から立ち直るなどのための臨床的研究結果は、大人と子どもの違いさえあれ、加害者意識の研究に対し、科学的知見に立った貢献を行うことができた。

国際的な水準から見て、比較は十分に行われていないので判断は難しいが、国際誌への掲載がもっとあっても良い分野だと思われる。

2-7-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

相談窓口であるサポート受け皿開発グループの他、医療関係、鑑別・矯正施設関係、保護司関係、介入効果解析のチームなど、5つのグループがそれぞれの専門性を発揮するとともに、定期的な情報の共有化を図り、互いに緊密な連携を維持しながらプロジェクトの運営を進め、様々な問題に対して柔軟な対応が取られている。グループごとにPDCAサイクルを回すことを意識しながら、各グループ代表が進捗状況をチェックし合っていた。

直接、非行少年の問題を扱い、基礎的なデータは着実に集められているので、領域の活動に一定の貢献を果たしていると考ええるが、専門家主導という印象があり、また他のプロジェクトとの連携は少なく、研究開発領域の活動への貢献度は限定的であると考ええる。

2-7-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

児童自立支援施設などの施設との連携により、多様な課題に対して理解し追求できる施設職員などの人材育成の面では今後の発展が期待でき、また、プロジェクトに参加した若手研究者の人材育成などにもつながっており、投入された資源は適切であったと考える。

2-7-2-6. 特記事項

本研究開発プロジェクトで得られた知見は、非行や犯罪行為が子どもの発達特性や被害体験などのリスク要因によりもたらされ得るものであることを明らかにし、これまでの指導に加えて、医療などの専門機関との連携や保護者への支援、保護司など支援者を含めた地域のサポート体制の構築の重要性を示すなど、今後起こり得る社会問題に対して貢献す

⁸ 自閉症スペクトラムのうち、知的障害がないものを高機能自閉症（英:High functioning Autism、略称は、HA または HFA）と呼ぶことがある。「高機能」というのは知能指数が高いという意味であるが、平均的な健常者より高いとは限らず、知的障害との境界域の場合もあれば、一部平均的な健常者をはるかに上回る場合もある。

ると期待できる。

非行少年の再非行・犯罪、特に発達障害や高機能自閉症の少年について、これまで実態調査を含め研究が遅れていたことは否定できず、国内外の研究成果を踏まえた研究実践が行われることが求められる。今後の研究開発の継続により、非行問題を抱えた発達障害児を含めて、その周辺のリスクを抱えた少年への支援に対しても有用な対応策が創出される可能性があり、十分な期待が持てる。

成果をより有効に社会に還元するにあたり、福祉、医学、教育、まちづくりなどの融合が求められる。実現は難しく、政策的措置も必要と考えるが、事例を蓄積していくことによって、自ら分野間の連携が広がることを期待したい。この研究開発成果を、他のプロジェクトとより明確に関連づけてもよいのではないだろうか。

2-8.研究開発プロジェクト「演劇ワークショップをコアとした地域防犯ネットワークの構築」

研究代表者：平田 オリザ（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 教授）

2-8-1.総合評価

研究開発目標の達成、社会的・学術的・技術的貢献という視点を中心に総合的に判断して、十分な成果が得られたと評価する。

本プロジェクトの目標は、演劇を用いたコミュニケーション教育（主に演劇ワークショップ）の手法を活用した防犯教育プログラムの開発である。演劇を通じた防犯教育プログラムは、これまでにない独自性があり、地域住民に一定のインパクトを与えるものである。また、防犯演劇ワークショップと連動した Web コンテンツのように、だれに対してもわかりやすく、取り組みやすいコンテンツを開発したことは大きな成果であると考えられる。演劇を用いた子ども参加型の学習プログラムは、子どものコミュニケーション能力向上の道具としても、犯罪からの子どもの安全に対しても有効であると確信させる説得力があり、本プロジェクトの積極的な活動は評価される。

演劇関連以外の多様な関係者（PTA 関係者、小学校教員、防犯専門家及び研究者）と専門知識を集合させ、社会的弱者である子どもへの防犯教育と地域への防犯啓発をテーマとして作成された本プロジェクトの成果と活動は、地域に根差していくことにより、社会的実装に繋がると考える。今後、いかに学校及び警察等との連携により活動地域を拡大し、さらに継続性に結びつけるかが課題である。

社会的貢献としても十分な成果が得られたと考えるが、演劇ワークショップによる子どもの主体的防犯意識の醸成という仮説の実証化が成果となっていない点が惜しまれる。しかし、本プロジェクトの報告書において、防犯演劇ワークショップによる効果測定、分析に関しても今後の課題として明確に示している点は評価できる。

2-8-2.各項目評価

2-8-2-1. 目標設定の状況

本プロジェクトの研究開発目標は、領域目標に対し適切・妥当であると評価する。

演劇ワークショップという独自の手法を用いて子どもの防犯教育へと結びつけるとともに、その効果の測定を試み、さらに、プチャウンミーティングなどの手法を開発して政策提言へと結びつけようとしたことは、領域目標に対して適切なアプローチであったといえる。「演劇」によるコミュニケーションから「犯罪からのこどもの安全」という切り口でのコンテンツの開発と利用活用を目指した防犯教育へのアプローチは、独創性に富み、かつ子ども達の興味関心を引き、効果が期待されるものであった。今後はさらに、科学的な知見の創出や経験知の醸成なども考察することで、文字で表すことが難しい感覚的で抽象的な体験の表現の学習方法の一般化にも繋がり得ると考える。

「政策」化による社会実装を目指すという当初の目的は、「プチタウンミーティング⁹」タイプでの実践者と行政・民間との経験交流を通じた活動を踏まえ、条例化や基本計画への盛り込み等を目指すことから、地域コミュニティや学校、保護者など幅広い対象者に提言していくことへと変化し、最終的には演劇を用いた防犯教育プログラムを紹介するスタータキットとしてまとめたが、これは適切な改善・変更と考える。ワークショッププログラムの効果測定や検証に関しては、基礎研究分野を回避したのは本研究開発の成果を後退させているといわざるを得ないが、社会の情勢変化による様々な制約や学術的限界を踏まえて適切に変更を行っているといえる。

2-8-2-2. 社会的貢献及び成果の社会での活用・展開

本プロジェクトが達成した成果は、当初想定していた社会問題の解決に、大いに貢献したと評価する。

防犯を目的とした効果の直接的・定量的な評価・検証は困難であり今後の課題であるが、「犯罪からの子どもの安全」に対して、具体的に活用できる手法の一つの例として「演劇」があることを示し、社会全体を巻き込んだ防犯教育が実践されていることは、社会的に貢献していると判断する。演劇ワークショップは、まだ誰もが知る手法となっていないという新奇性もあり、対象地域で勉強会が立ち上がるなど今後につながる動きが形成されたことにより、社会問題の解決へ持続可能な形で近づいていると判断できる。

特に、ロールプレイングは、低年齢の児童・生徒に受け入れられやすいため、学校における防犯教育を推し進めていく上での貢献度は高い。Web コンテンツ等の開発へも展開し、地域主導による活動の継続を念頭に開発や成果の公開が行われたことは、研究開発成果の社会的実装のすそ野を広げることに繋がった。

アウトリーチ活動については、セミナーの全国展開をはじめとして、各地で演劇ワークショップの実践を行っており、子どもたちを対象としたイベントや研修会での演劇における課題提示、プログラムの開発など、多種多彩にわたり児童・生徒や保護者に対して十分な活動を行っている。本プロジェクトの成果をもとに、地域や国レベルで教育場面に導入されていく可能性があり、社会的な効果・効用をもたらす可能性が高いといえる。

2-8-2-3. 学術的・技術的貢献

本プロジェクトが達成した成果は、領域が設定した問題解決に資する知見・方法論等の創出に貢献したと評価する。

防犯をテーマとしてシミュレーション化された台本に沿って活動することで、誰でもが一定の質を保った演劇を通じた防犯教育に関する提案を行うことができるようになったことは評価できる。子どもたちが実際に役を演じて参加することにより、現実に関心が同様の立場に立った時にどのような判断や立ち居振る舞いをするのが望ましいのかが理解しやすくなる。劇を演ずるための理論や技術は、本研究でも十分に吟味されており、今後は、台本やシナリオのさらなる充実と社会情勢への柔軟な対応を望みたい。

⁹ 「タウンミーティング」は、17世紀以来アメリカ合衆国の一部地域で行われてきた直接民主制地方自治の一形態であり、住民の大部分が集合して地域の施策や予算を議決するというものである。

効果検証の調査においては、アンケートによって肯定的な回答が増加していると報告されているが、統計的検証が行われていないようであり、結果の信頼性が不明であり、科学的根拠を求めるのは難しい。効果を測定して提示することは、本プロジェクトの評価にとって重要なことである。社会心理学的な質問紙調査（Before-After のみの結果比較）に頼ることなく、ビデオ分析やシミュレーション実験など、なかなか実施は困難ではあると思われるが、有効な方法をさらに採り入れる余裕（時間的、人的、予算的）があれば、なおよかったのではないかと思われる。ただ、ここでいう”効果“は、ワークショップを実施している側にとっては自明であったり、^{かっかそうよう}隔靴搔痒であったり、あるいはまったく意図しない現象を指している可能性がある。”ワークショップの効果とは何か“ということを、改めて方法論として考察する機会があることを期待する。

本プロジェクトで用いられた演劇ワークショップの活動理論による実践的な現場変革の事例は最近増えているようであるが、比較可能な国際的な事例が提示されていないため、学術的な国際的水準の比較は難しい。

2-8-2-4. 研究開発の実施体制と管理運営

研究開発体制及び管理運営は、研究開発を推進する上で、適切であったと評価する。

WS コンテンツ開発・研究グループと、防犯 CT（コミュニケーション・ティーチャー）育成グループ、社会実験・評価グループ、政策化・実装グループ、Web コンテンツ開発グループ等のグループを統括班が統括する体制は適切であった。性質の違う団体や専門性の異なる研究者や担当者を組織化して統括し、問題解決に向けて歩調を整えて協働するなど、実施体制は適正であると考えられる。

多くのメンバーが現場に赴き、場や時間を共有しながら進めていく現場主義の管理運営は、新たなスタイルとして評価できる。一般性を高め、社会実装を広く行うためには社会や市民に受け入れやすいプログラムを作成する必要があるが、地域のローカル性に根差した広いアウトリーチ活動を中心に小さなステップアップを積み重ねることで、社会への順応性を高めているといえる。研究の実施プロセスが研究内容の深化とともに螺旋的に深化し、現場感覚の共有を重視する運営体制となっており、効率的・効果的に社会状況に適合していたと考える。

2-8-2-5. 費用対効果

投入された資源（人材、研究開発費）は、研究開発を実施したプロセスの妥当性や得られた成果の社会的貢献、学術的・技術的貢献、今後の成果の活用・展開という視点から考慮して、適切であると評価する。

防犯演劇ワークショップというアプローチは、類似の研究がないことから先駆的研究として評価できるものであり、投入された資源は妥当と判断する。社会実装のための仕組みづくりにも努力し、防犯 CT（コミュニケーション・ティーチャー）の人材育成を行い、各地でプロジェクトの成果が根付いていくための土壌を作り、具体的な方策を提示したという点でも評価できる。本プロジェクトで創出された知見は、社会的・学術的・人材育成的な観点から、費用対効果は十分であると判断できる。

2-8-2-6.特記事項

演劇という体験学習を通じた防犯活動は、これまでの座学で教える形式とは異なるものであり、子どもの被害防止教育のツールとして貢献する可能性は高い。演劇という切り口は、誰に対しても視覚的にわかりやすく取り組みやすいもので、特に、身体を動かすことが大好きな低年齢児童生徒に対しては、ロールプレイングを取り入れた学習は、自分自身が主人公となることで事前に防犯への意識をもつことに繋がり、防犯活動への大きな効果が見込めると考える。

演劇ワークショップのコンテンツは十分汎用性があり、Web 等の情報公開も十分で、今後予測されるさまざまな社会問題の予防に対して貢献が期待できる。今後は、共通のプログラムから、より地域の実態に即したオプションプログラムの策定があるとよいのではないかと。

ただし、この防犯教育プログラムの実施には高度の技能を持った専門家が必須と思われ、それがこのプログラムの普及にとって障害になるのではないかと危惧されるため、この点を克服する工夫が必要であろう。また、演劇ワークショップのもつ臨場感がなぜ人の意識変容をもたらすのかについての基礎的研究の深化が望まれ、それが可能な仕組みと政策的・財政的措置が必要と考える。また、教育や警察などの行政に対して成果を伝えるとともに連携しながら実践を積み上げる必要がある。

検討経緯

平成24年度第3回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成24年11月29日、12月1日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象課題プレゼンテーション
3. 総合討論

平成24年度第4回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成25年1月8日

議事：

1. 評価委員会報告書について
2. 総合評価について

平成24年度第5回「犯罪からの子どもの安全」評価委員会

平成25年2月19日

議事：

1. 評価の進め方について
2. 評価対象領域プレゼンテーション
3. 総合討論
4. 評価委員会報告書について

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等に関する達

（平成17年7月8日 平成17年達第91号）
 改正 （平成18年11月22日 平成18年達第99号）
 改正 （平成19年1月24日 平成19年達第4号）
 改正 （平成19年4月11日 平成19年達第72号）
 改正 （平成19年6月13日 平成19年達第80号）
 改正 （平成19年11月28日 平成19年達第124号）
 改正 （平成20年3月26日 平成20年達第27号）
 改正 （平成22年6月23日 平成22年達第105号）
 改正 （平成23年3月28日 平成22年達第53号）
 改正 （平成23年4月20日 平成22年達第112号）
 改正 （平成23年5月25日 平成22年達第115号）
 改正 （平成24年3月30日 平成24年達第57号）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 研究開発領域に係る評価
 - 第1節 研究開発領域の評価
 - 第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価
 - 第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
 - 第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価
- 第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価
 - 第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価
 - 第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価
 - 第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価
 - 第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価
- 第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価
- 第6章 評価方法等の周知、改善等

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、事業に係る評価実施に関する達（平成15年達第44号）に定めるもののほか、同達第4条第2号の規定に基づき、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）に係る課題評価の方法等を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 事業の目的は、社会における具体的問題の解決を通じ、国または社会技術研究開発センター（以下「センター」という。）が定める目標等の達成を図り、以て社会の安寧に資することにある。このため、評価にあたっては、社会問題の解決に取り組む者、自然科学に携わる者、人文・社会科学に携わる者等による評価を含めるとともに、外部有識者による中立で

公正な評価を行うことを基本方針とする。

(評価における利害関係者の排除等)

第3条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、利害関係者が加わらないものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の研究開発プロジェクトと直接的な競争関係にある者
- (6) その他センターが利害関係者と判断した場合
(評価の担当部室)

第4条 この達における評価の事務は、センター企画運営室が行う。

第2章 研究開発領域に係る評価

第1節 研究開発領域の評価

(評価の実施時期)

第5条 研究開発領域の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発領域の設定及び領域総括の選定の前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発領域の期間が5年を超える場合に、研究開発領域の発足後、3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発領域の終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第6条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発領域の設定及び領域総括の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発領域
 - a 第2条に定める社会技術研究開発の目的に沿ったものであること。
 - b 社会における必要性、優先性及び解決可能性並びに政策的要請について十分考慮したものであること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確であること。

イ 領域総括

- a 当該研究開発領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- b 研究開発プログラム及び研究開発プロジェクト（以下「研究開発プログラム等」という。）の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究開発マネジメントを行う経験及び能力を有していること。

(3) 評価者

社会技術研究開発主監会議（以下「会議」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

センターの調査結果等を基に、会議が評価を行う。

(中間評価)

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発領域の目標の達成に向けた状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行うなど、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則（平成17年規則第70号）第5条に規定する研究開発領域毎に設置する評価委員会（以下「領域評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第8条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発領域の目標の達成状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発領域の目標の達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

領域評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 研究開発領域における研究開発プログラムの評価 (評価の実施時期)

第9条 研究開発領域における研究開発プログラムの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価
研究開発プログラムの設定前に実施する。
- (2) 中間評価
研究開発プログラムの期間が5年を超える場合に、研究開発プログラムの開始後3～4年程度を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価
研究開発プログラムの終了後できるだけ早い時期に実施する。

(研究開発領域評価と研究開発プログラム評価との関係)

第10条 前条第2号、第3号に定める中間評価、事後評価において、1研究開発領域が1研究開発プログラムで構成されている場合には、当該研究開発領域の評価に当該研究開発プログラムの評価を包含する形で行うことができる。

(事前評価)

第11条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プログラムの設定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プログラム
 - a 第6条第2号に定める研究開発領域の研究開発目標達成のため、適切なものであること。
 - b 同じ問題領域を扱う大きな研究開発活動が他になく、優れた研究開発提案が相当数見込まれること。
 - c 研究開発目標が具体的かつ明確に設定できること。
- (3) 評価者
会議が行う。
- (4) 評価の手続き
センターが行う調査の結果等に基づき、研究開発プログラムの案を領域総括が作成し、第6条に定める研究開発領域の事前評価に含めて会議が評価を行う。

(中間評価)

第12条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 中間評価の目的
研究開発プログラム毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及び

センターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第13条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プログラムの達成状況

イ 研究開発マネジメントの状況

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3節 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクトの評価
(評価の実施時期)

第14条 研究開発領域における研究開発プログラムに係る研究開発プロジェクト評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究開発予定期間が5年以上を有する研究開発プロジェクトについて、研究開発開始後、3年程度を目安として実施する。なお、5年未満の研究開発プロジェクトについても、センターの方針に基づき適宜中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価

研究開発終了後できるだけ早い時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第15条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクト

a 第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発提案であること。

b 現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 研究開発計画

適切な研究開発実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった研究開発提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。

研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(中間評価)

第16条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究開発プロジェクト毎に、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第17条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況

イ 社会的貢献等の状況及び将来展開の可能性

ウ 研究開発を通じての新たな知見の取得等の研究開発成果の状況

エ その他

なお、上記ア、イ及びウに関する具体的基準並びにエについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第18条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）

イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究開発領域としての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4節 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第19条 研究開発領域におけるプロジェクト企画調査の評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

プロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に実施する。

(事前評価)

第20条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

プロジェクト企画調査及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査

第11条第2号に定める研究開発プログラムの研究開発目標に添った研究開発プロジェクトの提案の準備に資する調査研究であること。

イ 研究代表者

多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発プロジェクトの提案を準備する責任者として、準備のための調査研究に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ プロジェクト企画調査計画

定められた期間内に研究開発プロジェクトの提案の準備のための調査研究を行うのに適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあったプロジェクト企画調査の提案及び研究開発プロジェクトの提案について、研究開発プログラム毎に、評価者が書類選考と面接選考により、プロジェクト企画調査及び研究代表者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第21条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

領域総括が領域総括補佐及び領域アドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第3章 問題解決型サービス科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 問題解決型サービス科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第22条 問題解決型サービス科学研究開発プログラム（以下「サービス科学プログラム」という。）の評価は、サービス科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第23条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第8条に規定するサービス科学プログラムの評価委員会（以下「サービス科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

サービス科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第24条 サービス科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第25条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
 - a サービス科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - b 社会における具体的な問題の解決を指向していること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第26条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 社会的貢献等の研究開発成果が社会に与えた効果・効用及び波及効果の状況
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の

水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

- (3) 評価者
サービス科学プログラム評価委員会が行う。
- (4) 評価の手続き
評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。
また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第27条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 追跡評価の目的
研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、目標とした社会問題の解決に対する貢献）
 - イ 研究開発成果がもたらした科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果（特に、社会技術研究開発の進展への貢献）
 - ウ その他
なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。
- (3) 評価者
外部専門家が行う。
- (4) 評価の手続き
 - ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。
 - イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
 - ウ 評価は、サービス科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第28条 サービス科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第29条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4章 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムに係る評価

第1節 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラムの評価

(評価の実施時期)

第30条 科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム（以下「政策のための科学プログラム」という。）の評価は、政策のための科学プログラムの実施期間中、5年毎を目安として実施する。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

(評価の目的等)

第31条 評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

研究開発の進捗状況や研究開発マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究開発計画の見直しを行う等により、研究開発運営の改善及びセンターの支援体制の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発の進捗状況と今後の見込

イ 研究開発成果の現状と今後の見込

なお、上記アとイの具体的基準については、研究開発のねらいの実現という視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の実施に関する規則第10条に規定する政策のための科学プログラムの評価委員会（以下「政策のための科学プログラム評価委員会」という。）が行う。

(4) 評価の手続き

政策のための科学プログラム評価委員会における被評価者の報告と意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第2節 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価

(評価の実施時期)

第32条 政策のための科学プログラムにおける研究開発プロジェクトの評価の実施時期は、次

の各号に定めるとおりとする。なお、センターの方針に基づき適宜評価を実施することができる。

- (1) 事前評価
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定前に実施する。
- (2) 事後評価
研究開発プロジェクト終了後できるだけ早い時期に実施する。
- (3) 追跡評価
追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第33条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的
研究開発プロジェクト及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクト
政策のための科学プログラムの目的に添った研究開発提案であること。
 - イ 研究代表者
多分野多方面の関与者の広範な参画により構成された研究開発チームの責任者として、研究開発全体に責務を負い、推進することができる者であること。
 - ウ 研究開発計画
適切な研究開発実施体制、実施規模であること。
- (3) 評価者
プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
応募のあった研究開発提案について、評価者が書類選考と面接選考により、研究開発プロジェクト及び研究代表者を選考する。
研究開発プロジェクトの提案のうち、提案を具体化するための調査研究を実施する必要があると評価された場合には、「プロジェクト企画調査」として採択することができる。
選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事後評価の目的
研究開発の実施状況、研究開発成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。
- (2) 評価項目及び基準
 - ア 研究開発プロジェクトの目標の達成状況
 - イ 政策のための科学プログラムの目的達成への貢献状況
 - ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、研究開発成果等の水準及びその将来展開を重視するという視点から、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

政策のための科学プログラム評価委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、被評価者による報告及び被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究開発成果の発展状況や活用状況（特に、科学技術イノベーション政策形成への波及効果）

イ 研究開発成果がもたらした科学的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、上記ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況について、研究開発プロジェクトの追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、政策のための科学研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3節 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査の評価

(評価の実施時期)

第36条 政策のための科学プログラムにおけるプロジェクト企画調査終了後できるだけ早い時期に事後評価を実施する。

(事後評価の目的等)

第37条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

プロジェクト企画調査の目標の達成状況及び研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア プロジェクト企画調査の目標の達成状況

イ 研究開発プロジェクトの提案作成の進捗状況

なお、上記ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラム総括補佐及びプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

プロジェクト企画調査毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第5章 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価

(評価の実施時期)

第38条 研究開発成果実装支援プログラムに係る評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

実装支援の対象及び実装責任者の選定前に実施する。

(2) 事後評価

実装支援終了後できるだけ早い時期に実施する。

(3) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、別に定める。

(事前評価)

第39条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

実装支援の対象及び実装責任者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の対象

a 解決すべき具体的な社会問題が明確化され、実装の対象が特定されていること。

b 研究開発成果に基づいた実装の具体的な手段が提案されていること。

c 実装支援を受ける効果が分析され、明確化されていること

イ 実装責任者

実装の責任者として、実装の活動に責務を負い、推進することができる者であること。

ウ 実装計画

a 実装支援の目標達成に向け、適切な計画であること。

b 実装支援終了後も継続的な実装の実施が見込まれること。

c 適切な実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

応募のあった実装支援の提案について、評価者が書類選考等により、実装支援の対象及び実装責任者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、応募者からの問い合わせに対しては、センターが適切に対応する。

(事後評価)

第40条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

実装支援の目標の達成状況を明らかにし、事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装支援の目標の達成状況

イ 実装支援終了後の実装の継続及び発展の可能性

なお、ア及びイに関する具体的基準については、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

プログラム総括がプログラムアドバイザーの協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

実装支援の対象毎に、評価者が、被評価者からの報告書等に基づき評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第41条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

実装支援終了後一定期間を経過した後、実装の継続状況や発展状況等を明らかにし、事業及び事業の運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 実装の継続的な実施状況や発展状況

イ 実装がもたらした社会的・公共的な効果・効用及び波及効果

ウ その他

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価者がセンターと調整の上決定する。

(3) 評価者

外部専門家が行う。

(4) 評価の手続き

ア 実装支援終了後一定期間を経た後、実装の継続状況や発展状況等について、実装支援の対象の追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

第6章 評価方法等の周知、改善等

(被評価者への周知)

第42条 評価の担当部室は、評価の目的及び評価方法（評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第43条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は、評価方法の改善等に役立てるものとする。

第7章 雑則

(その他)

第44条 この達に定めるもののほか、社会技術研究開発事業に係る課題評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成17年7月8日から施行し、平成17年5月1日より適用する。

附 則（平成18年11月22日 平成18年達第99号）

この達は、平成18年11月22日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成18年9月1日より適用する。

附 則（平成19年1月24日 平成19年達第4号）

この達は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年4月11日 平成19年達第72号）

この達は、平成19年4月11日から施行する。

附 則（平成19年6月13日 平成19年達第80号）

この達は、平成19年6月13日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成19年5月1日より適用する。

附 則（平成19年11月28日 平成19年達第124号）

この達は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年3月26日 平成20年達第27号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日 平成22年達第105号）

この達は、平成22年6月23日から施行し、改正後の社会技術研究開発事業に係る課題評価の方法等に関する達の規定は、平成22年4月28日より適用する。

附 則（平成23年3月28日 平成23年達第53号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月20日 平成23年達第112号）

この達は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成23年5月25日 平成23年達第115号）

この達は、平成23年5月25日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 平成24年達第57号）

この達は、平成24年4月1日から施行する。